

| 平成31年鞍手町議会第2回定例会会議録（第2号） | | | | | | |
|--------------------------|--------------------|--------|----------|----------|--------|----------|
| 平成31年3月11日 | | | | | | |
| 招集場所 | 鞍手町役場議事堂 | | | | | |
| 開閉会日時 及び宣告 | 開 会 開 議 | | | | 議 長 | |
| | 平成31年3月11日 午後1時00分 | | | | 田中二三輝 | |
| | 閉 会 開 議 | | | | 議 長 | |
| | 平成31年3月11日 午後4時36分 | | | | 田中二三輝 | |
| 出席及び 欠席議員 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 |
| | 1 | 野口美恵子 | 出欠 | 11 | 久保田正之 | 出欠 |
| | 2 | 須藤信一郎 | 出欠 | 12 | 須山由紀生 | 出欠 |
| | 3 | 川野高實 | 出欠 | 13 | 須藤敏夫 | 出欠 |
| | 4 | 宇田川 亮 | 出欠 | | | |
| | 5 | 竹内利一 | 出欠 | | | |
| | 6 | 熊井照明 | 出欠 | | | |
| | 7 | 田中二三輝 | 出欠 | | | |
| | 8 | 西藤典子 | 出欠 | | | |
| | 9 | 鯨坂省治 | 出欠 | | | |
| 10 | 栗田幸則 | 出欠 | | | | |
| 出席 | 13人 | | | | | |
| 欠席 | 0人 | | | | | |
| 欠員 | 0人 | | | | | |
| 会議録署名 議員 | 11 | 久保田 正之 | | 12 | 須山 由紀生 | |

| | | | | | | |
|--|--------------------------|-------|----|-------------|------|----|
| 職 務 席 | 議会事務 局長 | 渡辺智文 | 出欠 | 議会事務 局次長 | 長浦良 | 出欠 |
| | 町長 | 岡崎邦博 | 出欠 | 会計課長 | 櫻井順子 | 出欠 |
| | 教育長 | 栗田ゆかり | 出欠 | 建設課長 | 松永憲昌 | 出欠 |
| | 総務課長 | 三戸公則 | 出欠 | 政策推進 課長 | 藤原光徳 | 出欠 |
| | 福祉人権 課長 | 石井通稔 | 出欠 | 地域振興 課長 | 立石一夫 | 出欠 |
| | 税務住民 課長 | 梶栗恭輔 | 出欠 | 上下水道 課長 | 原 敏勝 | 出欠 |
| | 農政環境課長 兼農業委員会 事務局長 | 筒井英和 | 出欠 | 教育課長 | 古後憲浩 | 出欠 |
| 地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名 | 保険健康 課長 | 芝野英和 | 出欠 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 議 事 日 程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 付 議 事 件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会 議 経 過 | 別紙のとおり | | | | | |

平成31年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月11日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

平成31年第2回定例会

No. 1

| 質問者 | 質問事項及び質問要旨 | 答弁指定者 |
|--------------|---|--------------------------------------|
| 4番 宇田川 亮 | <p>1. 前町長による庁用車私的使用に対する損害賠償請求について</p> <p>(1) 庁用車使用に関する調査は。</p> <p>(2) 監査の考えは。</p> <p>(3) 私的使用と思われるもの全てに対して、損害賠償請求する考えは。</p> | 町 長 |
| 8番 西藤 典子 | <p>1. 避難所運営マニュアル策定の進捗状況について</p> <p>(1) 12月議会で今年度中に「避難所運営マニュアルを策定する」という回答を得たが、その後の進捗状況は。</p> <p>2. 後期高齢者医療保険料について</p> <p>(1) 10月に予定される後期高齢者医療保険料の「軽減特例」の廃止による負担増の内容は。</p> <p>(2) 後期高齢者医療制度加入前被扶養者に対する来年度の軽減措置は。</p> <p>3. 介護保険について</p> <p>(1) 介護保険の保険料及び利用料の減免（軽減）措置の可能性は。</p> <p>(2) 介護保険要介護認定者についての障害者控除対象者認定の周知策は。</p> <p>4. 子ども医療費無料化に対する国の対応について</p> <p>(1) 鞍手町が行っている小中学生までの医療費無料化（現物給付）に伴う国の補助金の減額は。</p> <p>(2) それに対する町の対応は。</p> | 町 長 町 長 町 長 町 長 |
| 7番 田中 二三輝 | <p>1. 庁舎移転計画について</p> <p>(1) 庁舎等建設検討委員会での答申に沿った進捗状況は。</p> <p>(2) 先に行われた住民説明会で、自ら民意を聞くとの発言があったが、今後、実施予定であればその方法は。</p> <p>(3) 昨年の9月議会で庁舎等建設費が追加補正されているが、現在の予算執行状況は。</p> | 町 長 |
| 1番 野口 美恵子 | <p>1. 児童虐待について</p> <p>(1) 地域の人たちがおかしいと感じたとき、直ちに通報や連絡ができる仕組み作りができていないか。</p> <p>(2) 児童相談所、警察、教育委員会などの連携プレーがきちんとなされているか。</p> <p>2. 地方自治法に基づく審議会について</p> <p>(1) 審議会等への女性登用率40%の目標に対して実際は23.8%であるが、目標達成に向けてどんな取り組み、努力をしているか。</p> | 町 長 町 長 |

| | | |
|---------------------|--|---|
| <p>9番 鯉坂 省治</p> | <p>1. 防犯対策事業について</p> <p>(1) 現在、各区の防犯灯は合計何灯あるのか。</p> <p>(2) 現在、各区保有の従来型防犯灯から LED 防犯灯への交換率と数は。</p> <p>(3) 従来型防犯灯から LED 防犯灯への取替、新設補修費等補助金があるが、今後、LED 防犯灯から LED 防犯灯の器具取替補修費の補助金の考えは。</p> <p>(4) 今後、通学路以外の危険町道の防犯灯増設の考えは。</p> | <p>町 長</p> |
| <p>5番 竹内 利一</p> | <p>1. 2040年問題について</p> <p>(1) 鞍手町としてどのような取り組みを考えているのか。</p> <p>(2) 10年後、20年後の鞍手町をどう描いているのか。</p> <p>2. 庁舎建設について</p> <p>(1) 最上位計画の「第5次鞍手町総合計画」基本構想に描いているコンパクトなまちづくりについて。</p> <p>(2) 30年度補正予算の庁舎等建設費の中で、小牧墓所を移転するための補償費約5,600万円、工事費約4,000万円（うち3,000万円は岡崎町長になって補正）を計上している。庁舎を建設しないなら庁舎等建設費ではないが</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の予定地で建設すべきでは。 ・今まで全員協議会等で説明してきたのは何だったのか。 ・議会軽視では。 ・行政の継続性についてどう考えているのか。 <p>3. 庁舎建設と「まちづくり委員会」について</p> <p>(1) 庁舎等建設候補地は「まちづくり委員会」で検討すると発言されている。今、議会で提案されている31年度当初予算に「まちづくり委員会」の予算が計上されているが、本当にこの委員会で候補地を検討するのか。現在、「鞍手町庁舎等建設検討委員会」が設置されている。候補地はこの委員会で検討すべきでは。</p> <p>(2) 「まちづくり委員会」とはどのような組織なのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の人数、会議の手法、権限、設置時期は。 ・まちづくり委員会は附属機関という位置づけにしないのか。 ・他の附属機関との整合性は（報酬等）。 ・「まちづくり委員会」に職員を出席させるのか。 ・町長は「町民の皆さんから幅広く意見要望等を聴取し」と言っているが、庁舎等建設計画策定時に1,000人の町民アンケート（回答403人）やパブリックコメントを実施した。この403人と「まちづくり委員会」の声の重みをどう考えているのか。 <p>4. 小学校の統廃合について</p> <p>(1) 12月議会での質問の中で公共施設の床面積について質問したが、町長はその際「約5万㎡が小学校の床面積になっています。公共施設の床面積は減らすべきと考えています。ですから、まずはこの小学校の床面積を減らすことが鞍手町の公共施設の床面積を大きく減らすことに繋がります。そういった意味で私は小学校の統合は必要だろうと考えています。」と発言されたが、教育長はこの発言をどのように思われたか。</p> | <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>教育長</p> |

平成31年3月11日（第2日）

開議 13時00分

○議長 田中 二三輝君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の通告一覧表の順序により行います。

最初に、4番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

通告に従いまして、前町長による庁用車の私的使用に対する損害賠償請求について質問いたします。

昨年7月9日、臨時議会におきまして私が出しました庁用車の使用に関する調査を行い、町長としての説明責任を果たさせるためにも、特別委員会を設置すべきという動議に対し、賛成多数で地方自治法第100条に基づく「庁用車の使用に関する調査特別委員会」が設置されました。しかしながら、前町長は、同日官製談合防止法違反などで逮捕されました。その後、事件の捜査が進み裁判が行われ、検察側より懲役4年の求刑がなされ、今月の28日に判決が下るようになっています。

この特別委員会では、「町長としての説明責任を果たさせる」としていましたが、前町長の逮捕により実現できていません。

私の昨年6月議会での一般質問において、「全て町長としての職務であり、私的使用はしていない」と答弁されています。さらに昨年3月議会においても前町長の「生活拠点は、ほとんど鞍手である」という答弁もされています。

しかしながら、平成26年度から平成29年度の運転日誌を調べると、1日に福岡市内を2往復しないと到達しない走行距離150km以上が使用日数780日の内239日もあり、行事予定にない庁用車の使用や公務での使用とは分からない日数が470日近くもあります。もっと言うなら、庁用車の使用も官製談合事件に関わっている可能性さえあります。

岡崎町長は、所信表明でも「前町長の官製談合事件により失墜した町政に対する信頼を回復させることである」と述べられています。まさに、就任期間の半分以上も町民を騙し続けてきた前町長に、その責任をとってもらふ必要があると思います。前町長の町政私物化の一部である庁用車使用に関する調査を町として行っているのかお尋ねします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

前町長による庁用車の私的使用問題については、議員当時、地方自治法第100条による特別委員会設置に私も賛同し実態を明らかにすべきだと思いましたが、町長になった今でもその思いに変わりはありません。

当事者である前町長が裁判中ではありますが、まずは庁舎内で調査委員会を早急に立ち上げ、調査できる範囲内で調査をして行きたいというふうに考えております。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今から立ち上げるということですね。それは早急にすべきだと考えますのでぜひともよろしくをお願いします。

次に、前町長は、監査に聞いて正すべきところは正すというふうに言っていました。町として監査の意見を聞いたのかお尋ねします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

監査の方には、まだお尋ねはしておりません。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

議会として、運転日誌に基づいて資料を提出しました。その中に行事予定の入っていないものがあると。それは執行部では分かる範囲でそれを入れ込んで監査に渡すということだったと思いますが、それは行っているのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

秘書の方と整理している町長の行事予定と運行日誌の突き合わせは終わっております。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

監査の方は、それを受け取ってまだ話をしているとか、調査されているとかという話も全く聞いていないのですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

まだ監査の方とは話しておりません。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

監査で調査になれば、なかなかグレーゾーンというのは監査請求がしにくい部分はあるとは思いますが。だけど、前町長の言ったことは監査の意見を聞いて正すべきところは正すというようなことでしたけれども、これまでの4回の逮捕、それからいろいろな議会での、まずあり得ない答弁を繰り返してこられて、前町長の就任期間の半分以上も町民を騙し続けて来た、そういった町政運営、それから逮捕からすれば、庁用車の使用については、なかなか普通通りに考えれば、前東京都知事がそういった問題もありました。ですが、なかなか完全に私的使用だと分かる部分でしか請求ができないというようなこともありましたから、監査の意見も聞いた上で、法的に問題がなければ町としては私的使用と思われるものだけではなくて、公務とは逆に認められないものすべてに対して損害賠償請求をするべきではないかというふうに考えています。

これ自体は、庁用車の車両維持費、人件費等全て町民の税金で賄われていることでもありますから、町民の財産を取り戻すという意味でできるだけ多くの損害賠償請求をするということをするべきだというふうに考えますが、町長の考えを答弁求めます。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

私自身も議員のときからそういうふうにも実は思っておりました。損害賠償請求についての考え方では、先程も述べましたようにまずは町の調査委員会で調査をまずは行うと。そして監査請求の要求部分についても私的使用の実態をはっきりと明らかにさせた上で損害賠償請求を含めたところで、町の顧問弁護士と相談しながら対応を検討して行きたいというふうに思っています。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ぜひ鋭意努力をお願いしたいというふうに思います。

通告にはありませんが、先程も言いましたが、庁用車の私的使用問題については町政の私物化の一部であります。それ以外にもいろいろあるのではないかというふうに思うのですが、その点については何か、具体的に言えとは言いませんが、そういったものは思い当たる部分はあるのかなのか教えて下さい。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

通告にもありませんでしたし、突然のご質問でもありますが、いま考えてもなかなかちよ

っと思いだるところはありません。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ただ町民を騙し続けて来た前町長の町政運営からすると、いま岡崎町長が引き継いだ上でいろいろと不具合があるのだろうというふうには推察するわけですが、本当に前町長の負の遺産をぜひ解消していくためにも、これだけでなくいろいろと改善をしていただきたいというふうに思いますが、最後に答弁を求めて質問を終わります。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

私が立候補した時点で、そういうものも想定した上で立候補しているわけですし、また町の信頼を回復したいという一念で立候補しています。

いま、宇田川議員が言われたように負の遺産ということではありますが、今後、粉骨砕身頑張らして負の遺産を振り払い、町民、また町の信頼回復に向けて頑張っていきたいと思っております。

○議長 田中 二三輝君

以上で宇田川亮君の質問を終わります。

次に、8番議員 西藤典子君の質問を許可します。

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

通告に従いまして質問をいたします。

昨年12月議会での私の防災対策についての質問に対しまして、町長より今年度中に避難所運営マニュアルを策定するという回答をいただきました。その後の進捗状況はどうなっていますか、町長にお尋ねいたします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

鞍手町避難所運営マニュアル策定の進捗状況につきましては、県の指導のもと、順調に作業を進めておりますので、予定どおり今年度中には策定できるというふうに考えています。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

その中に避難所の整備として体育館へのエアコン設置は入っていますか。お尋ねします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この質問については前回もいただきましたが、体育館のエアコンということになりますと非常に費用も掛かります。今回小学校の校舎については、全ての6校にエアコンを設置するようにしております。

災害の際には、これから検討する必要はありますが、校舎の方に避難をしていただくということも考えの一つとしてはありますので、避難については今後も検討して行きたいというふうには思いますが、体育館のエアコンについてはなかなか難しい状況にあるということです。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

昨年の12月の時点のことだったのですが、国としては災害時に避難所として使用される体育館にはエアコン設置が必要であるとして7割が交付税算入される緊急防災減災事業債が活用できるという考えを当時聞きました。もしそれができるなら、確かに小中学校の教室にもエアコンの設置が実現しますが、多くの教室が2階以上にあります。

エレベータがない場合、災害時に車椅子の方や、足の不自由なお年寄りなどには2階、3階に移動するというのは非常に負担が大きすぎると思うのです。従ってそういう措置ができるならば1階にある体育館へのエアコン設置も検討の対象にさせていただけたらと要望いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

議員からご質問いただきまして一時検討したこともありますが、先程も言いましたように多額の費用が掛かります。町の財政状況ではなかなか難しい状況にありますので、今のところその状況にないということです。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

そういうことであれば、やはり車椅子の方とかお年寄りに対する対策もぜひ具体的にマニュアルの中に折り込んでいただきたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

そのことについては今後検討させていただきたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

それでは次の質問に移ります。

社会保障のためとして消費税が導入されまして4月で30年になるのです。社会保障が良くなるかなと期待したのですが、どうもそうではない方向に進んでいるようでとても心配しております。

この間の国の予算の中に入っておりました10月に予定される後期高齢者医療保険料の軽減特例の廃止が折り込まれています。結局これは低所得者の方が安心して医療が受けられるように75歳以上の後期高齢者の内、特に所得の低い方の医療保険料を最大9割軽減する特別措置であったわけですが、これを廃止するということが具体的に出て来ております。

やはりそういう低所得者の方が安心して医療にかかれるための措置でございますので、そういうことが廃止されるということは非常に気になります。具体的にそれが廃止されたらどういう内容に変わるのでしょうか。今までと、これからどう変わるかお知らせいただきたいと思っております。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件については、保険健康課長から答弁をさせます。

○議長 田中 二三輝君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

私の方からご回答させていただきます。

後期高齢者の保険料軽減特例につきましては、国保での軽減割合が最大7割となっていることなど不公平をもたらしており見直しが求められていたところでございます。高齢者の医療の確保に関する法律施行令の規定による保険料均等割の軽減措置、これが7割、5割、2割軽減でございますが、この軽減の更なる上乘せとして実施してきておりました軽減特例、7割軽減が9割であるとか8.5割軽減になるものがございますが、この軽減特例につきましては、消費税率引き上げによる財源を活用した社会保障の充実策として介護保険料軽減の拡充及び年金生活者支援給付金の支給が平成31年10月から開始されますことから、合わせてこの見直しを実施することというふうにされております。

従いまして、9割軽減の該当者は平成31年10月から本則の7割軽減となりますが、この軽減適用につきましては、年度を通して軽減割合を統一にする必要があることから、平成31年度は8割軽減となり、保険料が年額で5,608円から5,609円増えまして1万1,217円となります。

また、8.5割軽減の対象者につきましては、年金生活者支援給付金の支給対象者ではないということから、激変緩和の観点から平成31年10月から1年間に限り特例的に国庫補助分を補填するため平成31年度は8.5割軽減のままとなり、保険料は年額で8,412

円に据え置かれます。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

当面はそういうふうで補填されて維持できるかと思いますが、将来的には軽減がなくなるわけですから大変な状況が生まれて来るのではないかと心配しますが、鞍手町民の何人ぐらいの方がどの程度の負担増になると見込まれていますか。お尋ねしたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

まず、平成30年の後期高齢者医療本算定現在の人数でございますが、9割軽減の該当者が706人、8.5割軽減の該当者が585人でございます。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

これまでも手厚く滞納があっても高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれないようにと、いろいろと配慮していただいたということも知っておりますので、そういう対象の方々が困ることがないような手立てを町としても講じていただけたらなと思っております。

次の質問に移ります。

後期高齢者医療制度加入前非扶養者に対する軽減措置も無くなるというようなことも聞きましたが、後期高齢者医療制度加入前非扶養者とはどんな人なのかお尋ねしたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましても保険健康課長に答弁をさせます。

○議長 田中 二三輝君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

後期高齢者医療制度加入前、非扶養者の方に対します軽減措置につきましては、後期高齢者医療に加入する前に、例えば子どもさんの健康保険の扶養であった方達、この方達が後期高齢者医療に移行された場合、均等割の方が平成30年度で申しますと5割軽減されまして、更に所得割も掛からないといった制度でございます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

その人達ですが、もちろん軽減しなければいけないと、急激に負担が増えるわけですから医療に安心してかかれるためにも軽減しなければならないという理由からそういう軽減措置がとられたと思いますが、今までどういう経過で来たか、その実体を教えて下さい。

○議長 田中 二三輝君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

これまでの非扶養者軽減措置につきましては、後期高齢者医療制度発足当時から、これが平成20年の4月から9月までの間に関しましては保険料負担が凍結されております。

平成20年の10月から平成29年3月までが均等割が9割軽減されておりました。平成28年12月19日に平成29年度予算編成にあたっての財務大臣、厚生労働大臣の合意事項によりまして、元非扶養者に対します軽減特例につきましては、段階的に本則に戻すこととされました。従いまして、平成29年度は均等割が7割軽減、平成30年度が均等割5割軽減、平成31年度以降が本則に戻りまして2年間のみ均等割が5割軽減されると、しかしいずれも所得割の方は付加されないということでございます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

先程もちょっと言いましたが、社会保障のためとして消費税が導入されて30年、先日今後は税率を10%に引き上げることがほぼ決まりつつあって、何とかこれを食い止めたいと思っているわけですが、そのように社会保障のためとして導入された消費税を10%まで引き上げるといふのに何故こういうふうに軽減措置がどんどん切り下げられて行くのか疑問に感じます。

実体はこうなっておりますから、私達としてはできるだけ軽減措置を強化していただいて本当に困っていらっしゃる方が安心して医療にかかれるような制度にして行く努力も積み重ねつつ頑張っていきたいなと思っております。

町の方でもいろいろな企画、手立てがありましたらそういう努力をしていただきたいと思います。お願いいたします。答弁をお願いいたします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

これは国の制度でもありますので、なかなか鞍手町一町で対応するという事は難しいと思います。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

それでは次の質問に移らせていただきます。

他にもいろいろそういう制度の改悪が次々に続きそうで心配なのですが、介護保険についてお尋ねいたします。

国保税とともに高すぎるという声が多い介護保険料ですが、今もいろいろ答弁をいただきましたが、何とか軽減措置といったことができないものなのか、県内でも保険料の減免とか、利用料の軽減措置を実施している例は決して少なくはありません。

鞍手町独自の措置を設けるお考えはございませんか。お尋ねいたします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては、福祉人権課長より答弁させます。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

介護保険料の減免につきましてお答えをさせていただきます。

鞍手町は福岡県の介護保険の広域連合に所属しておりますので、その中での答弁をさせていただきます。

介護保険料の減免につきましては、福岡県介護保険広域連合介護保険条例の規定により災害等の減免を受けることができます。例えば、主として生計を維持する者が震災、風水害などの災害により住宅家財などの財産について著しい損害を与えたこと、また死亡、長期入院により収入が著しく減少したこと等により介護保険料の減免を受けることができます。

また、介護保険料の軽減につきましては、消費税により低所得者の第1号、保険料の軽減強化を行う仕組みが実施されております。

次に、利用料の軽減措置につきましては、介護保険利用者負担額減額免除取扱規定により居宅介護サービス費等の額や、居宅支援サービス等の額は特例として、主として生計を維持する者が災害などに遭われた場合利用料の減免を受けることができます。

いずれも個別ケースとなりますので、電話や窓口等でご相談いただければご説明をさせていただきます。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

困った方が少しでも安心できるような措置をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

そのような中で、何とか現行の制度の中で経費の負担を軽減してもらいたいと、そういう方向が負担軽減を願うところでございますが、介護保険の介護認定1以上の方で住民税や所得税の課税がなされている場合、障がい者控除対象者認定書の交付を受けますと障がい者手

帳がなくても確定申告で障がい者控除を受けることができますが、鞍手町の実情はどうなっているでしょうかお尋ねいたします。

○議長 田中 二三輝君
町長。

○町長 岡崎 邦博君
この件につきましても福祉人権課長に答弁をさせます。

○議長 田中 二三輝君
福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君
平成29年度で申しますと、介護保険の30年3月末の認定者数は1,145名おられます。その中で要支援の1と2の人が約380名ほどおられますので、それ以外の方が対象となります。この障がい者控除対象者認定書の交付をされた方につきましては27名でございます。以上です。

○議長 田中 二三輝君
西藤典子君。

○8番 西藤 典子君
去年もこのことについて窓口にお尋ねしに行きました。このことについては徹底を図るために広報に2月に必ず確定申告に間に合うように掲載しておりますということで、実際今年も載っております。

ただこれが、こういういろいろな事情のある方は、なかなかこういうことに目を通す余裕がない方もいらっしゃるのではないかと思うわけです。去年の場合も同じ27名で、今回も27名で変わっておりません。

もしかしたらご存じなくて控除を受けていない方があるかも知れません。ですから、周知策といいますか、この広報に載っているだけでなく更に徹底するというか周知していくための何か手段、方法はございませんでしょうかお尋ねいたします。

○議長 田中 二三輝君
福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君
更なる住民周知策をとということのお尋ねだと考えております。
65歳になられた時には、新たに介護保険証を役場で毎月月末あたりに交付しております。その際に障がい者控除対象者の認定のことについての周知を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君
西藤典子君。

○8番 西藤 典子君
より具体的な例としましては、確定申告の時期に、係の方がいろいろ計算等をして下さい

ますが、もし対象になると気づかれた時に一声声をかけていただだけでも大分違うのではないかと思います。大変でございましょうが、そういう手立ても講じていただければと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

このことについては税務の方で検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

それでは次の質問に移らせていただきます。

子ども医療費無料化に対する国の対応についてでございますが、鞍手町では平成28年10月から中学3年生までの医療費の無料化が実施されております。鞍手町の子ども達は幸せかなと評価しています。

ところが、国からはそれに対してペナルティーといいますか、補助金の減額がなされているということでございますが、国はどのような理由から無料化の実施に対して補助金の削減というようなことをするのでしょう。お尋ねします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては、保険健康課長より答弁させます。

○議長 田中 二三輝君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

国は、市町村が実施しております福祉医療制度に伴います現物給付により自己負担が軽減されるため医療機関の受診者が増加し、国保の給付費が増加しているというふうに考えております。そのため、国は増加した波及医療費に対しましては自治体が負担するものとして補助金の減額を行っております。

但し、今年度からは未就学児に掛かります波及医療費に対しての補助金減額は廃止されましたが、小学生以上に掛かる波及医療費に対しての補助金減額は継続をされています。

以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

減額の額は具体的にはどのくらいの額になっていきますか。お尋ねいたします。

○議長 田中 二三輝君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

まず、国が波及増として増えた医療費の金額でございます。これが平成30年度、まだ未確定ではございますが96万9,591円でございます。

国からの補助金につきましては、これの2分の1でございますので48万4,795円。これがカットされた金額でございます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

過去にはもっと高額のカットがなされていたようですが、28年度、29年度分についてはどうなっているのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

平成28年度の調整減額、いわゆる波及増と見なされた給付費に関しましては359万2,854円、この2分の1カットでございますので179万6,427円がカットされています。

平成29年度につきましては、波及増の医療給付費が425万2,283円、これの2分の1で212万6,141円がカットされています。以上です。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

子どもを大切にと言いながらこういうことが行われていることに非常に腹立たしい思いがいたします。

先程、30年度見込みでは未就学児の分がカットにならなくなったということでございますが、この額は今後どう変わっていくと予想されておりますか。

28年度、29年度はかなりの量がカットされていたのに、30年度の見込みとしては、未就学児の分が0になっています。今後カットがなくなる方向に進むと予測されますか、ご意見をお聞きしたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

先程からお話しをさせていただいております未就学児に対する補助金の方は、減額が30年度からされなくなったわけですが、ここは未就学児というのやはり全国の市町村、ほと

んどで未就学の方に対する医療費の補助を行っているということで国の方は平成30年度から未就学児のカットというのは取りやめたと認識しております。

今後につきましては、全国の自治体がどのようなやり方で行っているかというところも関係してきますので、一概にこれからどうなるということは申し上げにくいのですが、当面未就学児分のカットはなくなっているということは言えるかと思えます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

私は全国でそういうことが行われるようになれば、国も譲歩せざるを得ないという状況かなと思います。今後もやはり子ども医療費の無料化の運動を進めていって、国にカットをさせないような状況に進めていきたいなと思っております。

カットについては、町はどのような対応をされているのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この増加した医療費の波及分は、一般会計が実施している福祉医療制度が原因で国保の医療費が増加したものであり、増加した医療費は国保会計が負担するものではないと考えております。従いまして、減額されは補助金ではなく、減額調整された、いわゆる増加した波及医療費の全額を2年後に一般会計から国保会計へ繰入れを行っております。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

そういうことが行われて、本当に町として町民のことを考えて努力されているのはありがたいと思います。もし全国に無料化の動きが進み国のカットがなくなったことを仮定しました時に、国民健康保険に加入者している子ども達の均等割、1人あたり2万8,600円という、本当は子どもが多くなるということは有り難い、大事にすべきなのに、子どもの数が多くなるとたくさん国保税を取られて納めるのが大変とか、滞納せざるを得ないとかという状況も生んでおります。

たがら、もしそういうことが実現してカット分を浮くと言いますか、できましたらそういう国民健康保険に加入する子ども達の均等割の軽減策といいますか、そういったことに使っただけならなという期待を持っておりますことをお伝えしまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長 田中 二三輝君

以上で西藤典子君の質問を終了します。

次の質問者は私ですので、議長を久保田副議長と交代いたします。

(「副議長」に交代)

○副議長 久保田 正之君

田中議長と議長を交代いたしました。

それでは、7番議員 田中 二三輝君の質問を許可します。

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

通告に従いまして一般質問を行います。

鞍手町庁舎等建設検討委員会が平成29年5月31日に第1回が開催され、諮問事項として、

1. 庁舎等建設の候補地
2. 庁舎等建設の規模、機能
3. 1・2 これらを踏まえ作成する鞍手町庁舎等建設基本計画案の3点が諮問されました。

鞍手町庁舎等建設検討委員会はこれを受け平成29年9月25日に庁舎等建設の候補地及び規模、機能に関する中間答申をし、更に、同年12月22日に鞍手町庁舎等建設基本計画案に関する最終答申を町は受けております。議会も、鞍手町庁舎等建設検討委員会の答申の内容について町執行部から説明を受けました。

そこで、現時点の答申に沿った進捗状況についてお伺いをいたします。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

最終答申であります鞍手町庁舎等建設基本計画のスケジュールでは、平成32年度末までの建替えが計画されており、平成30年1月の臨時議会、また3月定例議会で設計関係委託料を含む関連予算案が上程されましたが、前町長の恣意的な判断によって設計事業者選定方法が変更されたこと等を要因に議会で否決されました。

その後、6月議会では、設計関係予算案が上程されず、平成32年度末の移転建替えは事実上難しい状況となっております。建設地条件整備に係るものとしては、小牧墓所移転関連予算を議決していただいておりますので、平成30年度におきましては墓所移転地の造成設計及び雑木伐採工事と移転地以外の納骨堂等への改葬される墓所管理者への補償を行っております。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

前町長の政治姿勢を正すために議会は厳しい選択をしたことは記憶に新しいところです。それにより当初の建設計画が大幅に遅滞していることは、担当職員や庁舎の新築移転に期待している多くの職員や関係者に迷惑をかけているというふうに私は認識をしております。

しかしながら、庁舎等建設に含まれている小牧墓所移転関連予算、これの一部を執行して鞍手町庁舎等建設検討委員会の答申に沿って新庁舎の移転予定地の整備を行っているという

ふうに理解をしておきます。

次に、町長就任後に行われた住民説明会において、自ら民意を聞くというふうにおっしゃっておられたというふうに私は記憶しておりますが、この件について、そういったことを言われたかどうか、またその内容等々についてお伺いをいたします。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

昨年12月上旬に町内3地区で現基本計画の住民説明会を開催し、その中で行政主体から住民主体へのまちづくりに向け、仮称ではありますが、みんなのまちづくり委員会で住民の皆様のご意見をお聞きしたいと説明をしております。

仮称ですが、みんなのまちづくり委員会については所信表明でも述べましたが、町民が主役となり、町民による町民のための町政、町民が提言できる開かれた町政を実現して行くためのものであり、これまでの手法と異なるため違和感を覚えられる部分があるかとは思いますが、公約として挙げ、選挙によって受け入れられたと考えておりますので実施したいと考えております。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

非常に違和感があります。はっきり言って全くイメージができません。この会の。どういったことをどのように、またどのようなメンバーで会議を進められるご予定なのか、そういったところを少し詳しく、その方法等についてご説明をいただければありがたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今回の仮称ではありますが、まちづくり委員会は附属機関としての位置づけではなく、広く町民等の生の声を聞く公聴会のようなスタイルを考えております。その都度テーマを決め、町民の皆様のご意見を聞く場として考えております。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

確か以前、メンバーは公募で求めるということも聞いたような気がするのですが、その辺はいかがですか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

公募というよりも広く町民の意見を聴取するという公聴会のようなものとして考えております。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

公聴会のようなものと言いますと、結局は先日行った町民に対する説明会みたいなものという、そういうことなのでしょうか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

同じようなものになると思います。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

そうしますと参加者は自由に参加ができると。そして自由な意見を述べることができるというふうな理解でいいのですか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

募集かけまして、そこで申込みを受付けることにはなりません。と言いますのも、何名ぐらいの方が募集をされるか分かりませんので、会場の都合もあります。そういった広さ等の関係がありますので申込みはしたいというふうに考えています。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

そうしますと、前回行った住民説明会に関しましては、参加につきましては、地域関係者自由にお見えいただいたというふうに理解をしておりますが、今想定している、町長が考えていらっしゃる町民から意見を聞く会というか、どういうふうな名前になるか分かりませんが、それについては一応応募形式を取る、だけどその応募された方は全員の方が参加できると、そういう認識でいいのですか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

おっしゃるとおりで町民の方ということ、又町民の事業所に来られている方、又は町民の学生の方、その他要項の方で定めようとは思っていますが、いま最終的な精査を行っているところです。いま議員ご指摘のような形の募集というふうになると思います。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

そうしますと、公聴会のような形式で行うということになりますと、当然議決とか、決議とかを取れませんよね。そこで出た意見というのはどうなるのですか。どのようにしようとお考えでしょうか。それを教えて下さい。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

町民の生の声をお聞きして今後の参考にさせていただきたいというふうに思っております。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

そうすると、参考程度の意見ということですね。参考意見を聞くだけ、若しくはその中で何を議題として会議を開催されるのかよく分からないのですが、そこで出た意見は取りまとめないというふうに理解していいのですか。ただ町長の参考意見、町民から聞いた意見は町長ご自身の参考意見ということの位置づけなのか、それともそれを何らかの形で今後の行政運営等に生かして行こうというふうに考えていらっしゃるのか、その辺はいかがでしょうか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

将来のまちづくりに町民の意見を広く聴取するというのを目的にしています。そしてそれを参考にさせていただくということです。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

そうしますと、仮称のみんなのまちづくり委員会という名称だったと思いますが、これは何を聞くために集めるというふうに想定されているのでしょうか。どういう意見を求めるために、それを行おうというふうに想定されているのかがあれば。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたように、将来のまちづくりについて町民の皆様のご意見をお聞きしたいということです。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

そうしますと、現在、今後の将来のまちづくりのための意見としていただくということであれば、現在進行している各事業についての意見を聞くのではなくて、町長がこれからやろうとする新たな事業についての意見を求めるというふうに理解していいのですね。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

いまある事業についても、事業が進行しているものについても町民の意見を今まで聞いたことがないものについては聴取しようと思っておりますし、今後のまちづくりについてもあらたなものについても聴取しようというふうに思っております。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

今後の事業、新しく町長ご自身が発案されるなり、何らかの形で新たなものとして発足する事業に参考意見として聞くのであれば、それは理解できるのです。いま現在進んでいる事業というのは何らかの形の検討委員会等が答申をするなり、法的な根拠に則ってその事業が行われているのでしょうか。これに対してご意見を聞いた場合にそのご意見が、極端に言いますと180度違うような答えだったらどうするのですか。その辺はどう考えているのですか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

いま極端なご質問になっていますので、それもいまここでどういうふうなものかというようなお答えはなかなかしづらいということです。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

なんとなく新たな取り組みなもので、町長が知恵を絞って町民のたくさんの方々からご意見を聞こうという姿勢の元、提案しているというか、作って行こうというふうに考えていらっしゃるのだと思いますが、本当に申し訳ないのですが、すごく違和感があって全くイメージがとれないのです。出た意見をどうするのですかというところが全く、あまりにも抽象過ぎてよく分からないのですが、町長ご自身は出たご意見をただ聞くだけですか。それとも何らかに生かすわけでしょう。そうするとこの会議というのは公聴会ですからその会の意見として取りまとめとかは当然ないですよ。

いろいろな方が来られて、いろいろなご意見が出るとは思いますが、どう対処するのか、それと先程も聴きましたが、いま進行中の事業も対象にするとおっしゃるのであれば、そこの整合性、これは今出ている答えというか、いま進行しているものとの整合性が取れない答

えが出たときに町長はどうされるおつもりですか。どっちに優先順位を置くのですか。教えて下さい。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程から何度も申しますように、町民の皆様のご意見を広く聴取する場として考えております。そして今進行中のものにつきましても住民の皆様から、今まで過去にそういった場を設定されて、それがいま進んでいるのかどうか、このことについて検証し、今まで聴取する場がなければ改めて私は聴取したいというふうに思っております。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

いま聴取したいというのは、おそらく町民の声を聞いて参考意見として自分の中で整理しておきたいという位置づけにしかならないのだろうと思いますが、わざわざこういった委員会を設置しなくても説明会でいいんじゃないですか。どう違うのですか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

説明会と言いますと、はっきりとこういうものがあるということで説明会をするわけだというふうに考えております。

説明会は説明会として先日、役場庁舎の基本計画については説明会をし、住民の意見を広く聴取もしました。そういったことも一つでもありますし、そういうことは別に生の声を聞くと。ただただ住民の皆様がどういうふうにお考えになっているかということ制限無く聞いて行きたいというふうなこともありまして公聴会というような形で考えております。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

私の認識が悪いのかも知れませんが、公聴会ということになれば、当然行政サイドからこういうものがあります。これについて皆さんのご意見をいただけませんかとか、これは現在こういうふうに進めようと思っております。皆さんいかがでしょうかというようなことを提案して町民から意見をもらうのでしょうか。そこは間違っていないですね。

町長のイメージしている内容と、私が言っている、イメージしている内容が違うか、違ってないのか、そこだけ教えて下さい。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

そんなに大きな違いはないというふうに思っております。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

あまりイメージができる、できないということで時間を割いて小さなことまで聞かせていただきました。当然こんなに小さなことまでは通告書にもないにもかかわらず、関連した質問等々で町長もお答えをさせていただきました。

やはりどうしても気になるのは、この公聴会のようなもので意見を聞かれて、そして今後のまちづくりに生かす、だけど今後のまちづくりというのは町長が新たに進める事業ではなくて、現在進行中の事業についても意見を伺うことがあるというふうに私は理解した。それでいいのでしょうか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

議員がいま発言されたとおりでございます。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

仮称ですから、ここでまちづくり委員会というふうに言っているのかどうか分からないのですが、おそらく何とかに関する公聴会とかというような形に変わるのだらうと思います。

どうもしっくり来ないというのは、やはり参考意見を聞くだけなのでしょう。それが町長が自分で町民のご意見を聞いて今後の新しい方針を立てるときの参考意見を聞く、その場ですよね。

それを今まで不定期に行っていた説明会とか、そういうものと一線を引くのはどういうことですか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたように、今までの鞍手町の手法としては、ともすれば行政主導という形で、なかなか住民の皆さんの生の声を聞く機会が少なかったというふうに思っております。そういったものを私は変えて行きたいということで、先程も言いましたように、住民主導のまちづくりを進めて行くということから、この住民の皆様生の声を広く聴取したいということから、仮称ではありますが、まちづくり委員会の予算を計上させていただいております。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

このまちづくり委員会についての質問は最後にして次に進みたいとは思いますが、最終的には、まちづくり委員会でいろいろなご意見が出ると思います。まちづくり委員会といいましたが公聴会のようなもので、いろいろな意見が出るとは思います、取りまとめはどうするつもりですか。町長がただ聞くだけで終わるのですか。どういうふうにその意見を取り扱うおつもりなのか、そこをもう一度教えて下さい。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

何度も繰返しになりますが、広く町民の皆様に町政に対する生のご意見を聞いて、それを参考にして行きたいというふうに思っています。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

公聴会的なものとして想定されているもの、仮称みんなのまちづくり委員会といったものについては、町長の町政運営に対する参考意見を聴取する場という、ただそれだけの位置づけなんだよということですね。そういうふうに理解をしておきます。

すっきりはしませんが次に進みます。

そういう形でまちづくりについての生の意見といったものを聞かれると、そして今後に生かして行きたいということでしょう。そういうふうに理解しておきます。

最後の質問ですが、まず町長に就任されて今年の9月議会、庁舎等建設費の小牧墓所の移転関連予算が3,000万円追加補正されて賛成議決に至っています。

その後、移転造成工事の入札が不調に終わって現在に至っています。一部納骨堂等への改葬の方に関しましては、その事業費の中から補填されているというふうに聞いておりますが、この現状を考えますと、鞍手町庁舎等建設検討委員会の答申を受け作成した鞍手町庁舎等建設基本計画に従って進行しているというふうに理解していいのですか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

現基本計画については白紙となっているものではありません。生かせるものは生かし尊重して行きたいというふうに以前からも申ししていましたし、今も考えに変わりはありません。

現時点で、庁舎等建設候補地であることに何ら変わりはありませんので進めて行きたいというふうに思っています。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

そうしますと、本定例会の議案の提案理由の説明、平成31年度一般会計予算の提案説明

で、庁舎等建設予定地も含めて基本計画を見直すというふうにおっしゃっていました。そのことと小牧墓所の移転工事を手掛けた、この一連の流れというのは非常に矛盾を感じるのですが、この点について説明して下さい。

○副議長 久保田 正之君

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時08分

再開 14時18分

○副議長 久保田 正之君

会議を再開します。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程の質問に対して答弁をいたします。

小牧墓所の移転関連予算につきましては30年度の予算でありますし、先程答弁もさせていただきましたように、現基本計画については生かせるものは生かして行くということで、尊重して行きたいというふうにも考えています。そういったことから、小牧墓所の移転については今後も進めて行きたいというふうに思っております。

31年度の予算の説明であります。31年度につきましては、この財源の見通しも立ちませんし、この役場庁舎の移転についての財源の見通しもいま付いていないところでもありますし、また、スケジュールも大きく変わることとなります。そういった意味から基本計画の見直しは必要であるということから、建設地の予定地についても見直すという表現はありますが、基本計画を見直すという中からのことということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

おかしいではないですか、提案理由の説明であなたははっきり言っているのです。それが取って付けたかのように基本計画を見直すという中に含まれますと、その程度の提案理由なのですか。その程度の一般会計予算ですか。

違うでしょう。真剣に考えて31年度鞍手町はこうやって行くのだといったことで提案したのでしょう。その提案理由の説明であなたがはっきりとここに明言している。建設予定地も含めて見直す。全く建設予定地を見直したらその結論が出るまで現在の庁舎の新築移転計画、これは何を生かすのですか、生かすことは何もないですよ。小牧墓所もそもそも庁舎ができると言って皆さんにご協力をいただいたのではないですか。

担当課長に答えを求めるのはおかしいですが、いま私が言った小牧墓所の方々に対する了承を得た理由についてお答え下さい。

○副議長 久保田 正之君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

この検討委員会ができた時は、私が総務課長で担当課長をしておりました。その時、小牧の公民館に行きまして小牧墓所の関連の方達に説明しましたが、その時は庁舎がそこに来るという説明で小牧墓所の関係の方々にはそういう説明をいたしました。以上です。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

その後について先程ご説明しましたように、1月の臨時会、3月の定例会で基本設計についても予算が否決されたことから計画どおりに進まないという状況になりました。

そういったことで、小牧区に参りまして小牧区の墓所管理組合の方達と小牧区の方達に改めてご説明をしております。その際には、今の計画自体は尊重し進めて行きたいというふうに思っていますが、計画を見直すことになるというふうなご説明もしております。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

そうすると、庁舎の建設に関してはスケジュールだけ見直すってことでしょうか。予定地を見直すとなっているから聞いているのです。予定地を見直すということは、あそこに庁舎を建てる、だから小牧墓所を利用されている方々に移転していただだけませんかというふうな話の流れですね。

あそこに庁舎が建つというのが大前提ですよ。その結果として用地の整備のために小牧墓所の利用されている方々に今回移転していただくということを同意していただいているのでしょ。そのことは建設検討委員会で何度も説明をいただきました。ですから今町長が提案理由の説明の中で、建設予定地も含めて基本計画を見直すと言っている以上、この小牧墓所の移転を手掛けたこと、9月議会の段階では予算を追加した。そして10月で移転工事の入札を行ったと。そこから3月までの間に気が変わったのですか。

違うでしょう、あなたは所信表明の中で、選挙の時に公約として庁舎建設等については計画を見直す、建設予定地も含めて見直すと言っているでしょう。

9月議会で3,000万円追加したことも矛盾しますよね。この矛盾するのではないですかという質問に対する答えが出ていないというふうにしか私は思えないのですが、これはどう説明するのですか。まして提案理由ですよ。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

小牧墓所の関連予算につきましては、30年度の予算で計上しております。いまは繰越明許ということになっておりますし、先程議員のご指摘にありましたように、一時はフラット

ということになりましたが、その伐採等を行いまして改めて入札をしようというふうに考えております。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

じゃあ建設予定地なんですね。あの場所に庁舎を建てるのですね、どうなんですか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

そのことにつきましては先程もご答弁させていただきましたように、小牧区の小牧墓所管理組合の方達と昨年ご説明させていただきました。そういったことからご理解をいただいているというふうに思っております。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

ご説明をいたしました。ご理解をいただいていますと言うのでしたらその説明の内容、元々庁舎が建つから墓所を移転して下さいと建設検討委員会からこう説明を受けていたのですよ。あなたが今言う説明をしましたという説明はどういう説明ですか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も何度も言いますように1月の臨時会、3月の議会で基本設計等の予算が否決となりました。6月には議会の上程もできない状況となったと。その後徳島町長の事件によりまして町長も捕まったということで計画が大きく変わり、スケジュール的には現基本計画が間に合わなくなったというような説明、そして財源的にも間に合わなくなったことから、財源の目処も立たなくなったというようなことも説明させていただきました。

そういったことで小牧墓所の移転については予算も計上させていただいていますので、これは進めさせていただきますというような説明をさせていただきました。以上です。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

予算があるからそれを使えばいいというような形にしか聞こえないのですが、小牧墓所を移転する大前提はあそこに庁舎を建てることですよ。

もし小牧墓所を移転後にあそこに庁舎が建たなかったら債務不履行ですよ。そうでしょう、庁舎等建設費から出るのでしょう。事業費は小牧墓所移転費ではないですよ。庁舎等建設費の中に含まれる工事費、その中の一部が小牧墓所移転工事に伴う予算でしょう。大元は庁

舎建設じゃないですか。

庁舎の建設予定地も含めて計画を見直す、見直した結果あそこに庁舎は建てません、結論が出た時に小牧墓所を何で動かす必要があるのですか。

それだったら、あなたが言った提案理由の説明の中で、役場庁舎等の建設予定地も含めて基本計画を見直す、その結果が出るまで予算は凍結というのであったら話は理解できますよ。そうではなくて、小牧墓所の移転だけは先行させます。でも何が建つか分かりません。債務不履行になった時にどう責任をとるのですか。

この建設予定地の見直しはないのでしょうか。あるのですか。建設予定地が別の所になる可能性というがあるのか、ないのか。これは言葉の綾として提案理由の説明の中で基本計画を見直すといったところで建設予定地も含めてと言った言葉の綾でしたとあなたが謝罪するのか、それとも実際に建設予定地も含めて見直しを行って、その結果建設予定地が変わる可能性があるのか、ないのかはっきり答えて下さい。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も何度も言っていますように現計画が白紙になったわけでもありません。この計画の生かせるところは生かして行きたいというふうにも考えていますし、計画自体を尊重もしております。そういった意味で30年度の予算のご承認をいただいたものについては事業は進めたいというふうに思っています。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

そうすると建設予定というのは変更はないのですね。スケジュールだけを見直すということなんです。先程も言いましたが、今の計画だったら役場庁舎があそこに建つのでしょうか。あなたは計画を見直すと言っていますが建設予定地は見直すことはない、別の所に役場庁舎が建つことはない、見直すのはスケジュールだけ、ここにある建設予定地も含めてというのは言葉の綾でしたということでもいいのですか。そう理解していいのですか。

役場の建設予定地が動く可能性があるかないかだけを教えて下さい。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

スケジュールだけでなく財源も大きく見直さないといけないことにもなっています。そういった意味から建設予定地については尊重はしております。尊重はしておりますが財源についての不確定な要素もありますので、今後はっきりとそこに庁舎を建てるというふうにはっきりとここで申し上げにくいところがあります。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

そうすると、小牧墓所の移転というのは、その計画等が見直しが終わるまであり得ないでしょう。あそこに庁舎が来ない限り小牧墓所の移動はないのですよ。

それを実行した後に、建設予定地が変わったとなるとこれは債務不履行ですよ。予算の目的外利用ですよ。こういうことになるのですよ、この矛盾点をどう説明するのですか。

○副議長 久保田 正之君

しばらく休憩します。

休憩 14時34分

再開 14時48分

○副議長 久保田 正之君

会議を再開します。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程の7番議員のご質問に対して答弁をいたします。

先程の質問について何度も繰返しになりますが、現時点では行かせるべき所は生かして行くということで基本計画は尊重もしております。

それで30年度の事業としての事業は進めたいというふうに考えておりますが、先程も言いましたように財源の手当の目処が付いていないところもありまして、不確定な要素も多分にあります。そういったことから提案理由の説明の中で建設地についても見直すと表現が入っております。以上です。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

だから答えになっていないでしょう。

私が聞いているのは、建設地として別の所になる可能性があるのかないのか、それだけ聞いているのです。このまま現在の予定どおりあそこに建つということであればスケジュールを見直して財源の手立てができて、それから墓地の移転をすればいいでしょう。それまで予算を凍結すればいいだけでしょ。

何回も同じことを聞きたくないのもう一度聞きますが、建設予定地があそこだと、ですが財源、スケジュール、そういうものを見直す時間がある、だから計画を見直す。財源の手立てができるまで墓地の移転等を含む庁舎等建設費、これは繰越明許をやっているのですから31年度にするのでしょうか。30年度の予算でも。

近々の内にまた条件が整備されたから入札がどうのこうのとかを言っていました、そういうのを全部凍結して結果が出て動けばいいだけの話でしょう。端的答えて下さい。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

現時点では基本計画を進めようということで、基本計画どおりに進めたいというふうに考えております。そういったことで30年度の予算につきましては、予算通り進めていきたいというふうに考えています。

○副議長 久保田 正之君

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

墓地の移転だけを先に急ごうと見えるのですが、庁舎の建設に関して予算の財源の手立てができるかどうか分からない、スケジュールもできるかどうか分からないとあなたはいま言いましたね。だけど墓地の移転だけは先に進める。どうして墓地だけ先に行かなければいけないのか。全ての条件が揃ってもう一度墓地の移転を手掛ければいいだけの話でしょう。見切り発車するのですか。

建設予定地が変わったら債務不履行ですよ。町民を騙したことになるのですよ。

あなたは町民からたくさんの意見を聞いて云々と言っていましたね。町民主体でと。町民無視ではないですか。全く今日の町長の答えは矛盾だらけで統一性がない。全く矛盾していますよ。町民を大事にしますと言っておきながら、なぜか知らないが墓地の移転だけを先に進んで庁舎が建つかどうか分かりません。債務不履行でしょ。約束を守らないことになるのですよ。そこに町民の主体の町政をこれから先、展開していくということになるのですか。違うでしょう。全ての条件が揃ってもう一度予算が付いて実行できることになって、ここで初めて墓地の移転をもう一度皆さんに納得していただいて進めて行けばいいだけでしょう。

何で墓地の移転だけ先に急ぐのですか。おかしいでしょう。いくら予算が付いているからといって。条件がそろそろまで全部一旦凍結しておけばいいだけの話でしょう。

町長はいつも言っていましたね、手続きやルールに従ってやっていると議員の時におっしゃっていたでしょう。いまやろうとしていることに少し矛盾があるのですよ。ですからその辺について、凍結するなら凍結した方がいいと思います。僕は。ですから今回墓地の移転を急ぐ理由、予算が付いているからだけではないでしょう。それをはっきり答えて下さい。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

墓地の移転について急いでいるわけではありません。現計画については何度も言いますように尊重して進めたいというふうに考えておりますので、30年度の予算については何度も言いますように進めていきたいということだけです。

急いでいるわけでも何でもありません。ただ、ただ現時点では基本計画どおりに進めているということだけです。

○副議長 久保田 正之君

田中議員、ここで時間 1 分です。

田中二三輝君。

○7番 田中 二三輝君

最後に先程あったまちづくり委員会、これは現在進行中の案件についても協議を行う、意見をいただくとおっしゃっていましたが、この庁舎建設に関しての意見はいただくのですか。まずそれが1点。それからその委員会で出た意見をどういう形で取りまとめて、どう実行に移すのですか。ただ、ただ参考にするだけだったらやる必要ないでしょうが。

その辺を説明して下さい。そしてあなたの答えを聞いて私の質問を最後にいたします。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

まちづくり委員会のことについてのご質問ですが、庁舎等建設検討委員会に議員も委員として中に居られたというふうに思います。

1回から8回まで検討委員会がありました。その中で1回目としては、まず町長が本部長となる推進本部案ということで庁舎等建設候補地案が提示されております。

2回目につきましては、既に一次答申ということで庁舎等建設の候補地が示され、概ね妥当ということで答申が出ております。

その後、そこは野球場の中に役場とくらべて病院を隣接させて建設するということでしたが、地盤の問題等々がありまして、一次答申については再度見直すというような結果になっております。

その後、見直し案が提示されまして、見直し案の提示が29年8月31日の第4回に推進本部案として提示されております。ところが、この住民アンケートにつきましては、6月30日から7月17日ということで住民アンケートがとられておりますが、この中の質問は6問でありまして候補地等についての質問はありませんでした。

この質問の中では、年齢、どこの小学校区に住んでいるか、職業、または役場を利用した回数、複合的な施設の建設を検討しているが、重要と考える施設の内容だとか、周辺環境の重要と考える整備はどうだとか、そういったことで6問の質問があつております。

その後、中間答申として庁舎等建設の候補地及び規模、機能についての中間答申は妥当であるというような結論になっております。

最終的に12月22日に最終答申が基本計画案として妥当であるというような最終答申がでておりますが、この1回から8回までの検討委員会の中で実際に候補地について住民の意見を聞く場、先程も言いましたように説明会又は公聴会というような場は一度も設定されておられません。そういった中で候補地についての住民に対する生の声を聞くということは一度もなくここで決定されたというふうに感じております。

パブリックコメントは其中でとられておりますが、パブリックコメントの中の建設地についてのご意見は8人の方がご意見を出してございました。その8人の方のご意見は全てがこ

の基本計画にある建設地に対しては反対の立場からの意見であるというふうに私は見ております。先程も答弁しましたように、パブリックコメントについても住民のアンケートも尊重します。また検討委員会の方達の貴重なご意見についてももちろん尊重させていただきたいというふうにも考えております。

そういった中でまちづくり委員会と、これは仮称ですが、今度は生の声として住民の意見を聞きたいというふうに考えております。そしてまたその意見は私の参考とさせていただきたいということを考えております。以上です。

○副議長 久保田 正之君

以上、田中二三輝君の質問を終了します。

ここで田中議長と議長を交代いたします。

(「議長」に交代)

○議長 田中 二三輝君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

1番議員 野口美恵子君の質問を許可します。

野口美恵子君。

○1番 野口 美恵子君

通告に従いまして一般質問を行います。

最初に、児童虐待について質問をいたします。

最近児童虐待のニュースが後を断ちません。

今年の1月に千葉県野田市の小四女児が亡くなったニュースが連日報道されておりましたし、昨年も東京都目黒区で5歳の女児が虐待で死亡する事件があり、1年も経っていないのにまた幼くて尊い命が亡くなりました。

その際、児童相談所の対応の遅れが指摘されておりますが、児童の命が失われてからでは遅いわけで、もっと強く踏み込むことはできなかったのかと本当に強い憤りを禁じ得ません。

地域の人達の協力も必要だとは思いますが、その場合地域の人達が何かおかしいと感じた時、直ちに通報や連絡ができる仕組みを構築しておくべきだと思います。

そこで、今現在の鞍手町の状況を町長にお伺いします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては福祉人権課長に答弁をさせます。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

児童虐待のことについてご説明をさせていただきます。

まず仕組みづくりはということですが、児童虐待の防止等に関する法律や児童福祉法において児童虐待を受けたと思われる児童等を発見した者は速やかにこれを市町村、都道府県の設置する福祉事務所、若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定されているものでございます。

町のホームページにおいて、「児童虐待にあたる行為を掲載するとともに虐待かと思ったら通告するのが国民の義務です」として通報先である役場福祉人権課児童人権係、宗像児童相談所や児童相談所全国共通ダイヤル、これは24時間対応となっておりますが、等の電話番号を掲載し住民周知を図っております。加えて、毎年児童虐待防止推進月間の11月に保育所、小中学校、医療機関や役場、中央公民館等の公的施設に児童相談所全国ダイヤル189への虐待通告を促すポスターの掲示や、チラシ等の配付を依頼し通報先などの周知を図っております。

来月4月におきましては虐待通告に関するチラシを作成し、小中学校等の児童の保護者へ配付するなどの方法を取り、住民周知の強化を予定しております。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

野口美恵子君。

○1番 野口 美恵子君

今の説明を受けまして現在の鞍手町の状況がよく分かりました。今後もチラシとかホームページ等で皆さんに周知していただきたいと思います。

千葉県野田市で両親から虐待を受けた小四の女兒が亡くなった事件ですが、沖縄から東京へ転居したときに児童相談所の引き継ぎが上手く行っていなくて、小学校のアンケートに女兒が父親の虐待を訴えながら市の教育委員会がそのコピーを父親本人に渡していたり、女兒を一時保護した児童相談所が父親に迫られて帰宅させ、その後も虐待のリスクを認識しながら再度の保護は見送っていたりと、小学校や行政の対応に不備の指摘や疑問の声が上がっています。教育委員会や児童相談所の対応が悪く、関わった大人達が守れたはずの1人の幼い尊い命を守れませんでした。このように事件は都会だけでなくどこで起こってもおかしくないと思われれます。

もし鞍手町でこのような事件が起こった場合、児童相談所、警察、教育委員会などの連携プレーがきちんとされているのでしょうか。お伺いします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましても福祉人権課長より答弁をさせます。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

当町におきましては、児童福祉法の規定に基づき要保護児童の適切な保護、又は要支援児

童、若しくは特定妊婦への適正な支援を図るため関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者、その他の関係者により構成されております鞍手町要保護児童対策地域協議会を設置しています。以下要対協と略してお話いたします。

要対協には、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3つの会議があります。この内実務者会議は、実際に児童の福祉に関する職務に従事する者による会議であり、ご質問にあります宗像児童相談所、直方警察署、鞍手町教育委員会のほか保育所、幼稚園、小中学校や乳児院、法務局、人権擁護員など16の機関の実務者で構成されています。

概ね2ヶ月に1回、年6回の会議を開催しており、定期的な情報交換や支援を行っているケースの総合的な課題の検討を継続的に行っています。

また、緊急を要する事案については、予め緊急時の連絡体制について関係機関に周知した上で、要対協の調整機関である福祉人権課が中心となって児童相談所や児童の所属機関を始めとする関係機関と緊密に連携し対応しております。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

野口美恵子君。

○1番 野口 美恵子君

2ヶ月に1回会議があっているということで、今後、もしそういう虐待事件がおこった場合の連携プレーについては期待したいと思います。

次に進みます。

地方自治法に基づく審議会に関する質問です。

現在、第5次鞍手町総合計画において男女共同参画の推進を事業目標とし、審議会等への女性登用率40%を目標に掲げているということですが、昨年4月1日現在で実際の女性登用率は23.8%とまだなかなか登用率が低いのが今の鞍手町の現状です。

目標達成に向けてどんな取組み、努力をしているのかお聞かせ下さい。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましても福祉人権課長に答弁をさせます。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

第5次鞍手町総合計画において、男女共同参画の推進を事業目標とし審議会への女性登用率を40%を目標に掲げておりますが、ご質問にありますとおり平成30年4月1日現在では23.8%と未だ登用率は低い状況でございます。

目標達成に向けての具体的な取組みといたしましては、全各区に対しまして当該目標値についての認識を確認し、新たに審議会を設置するときや、既存の審議会の委員を改選するときには可能な限り女性の登用率が上昇するような委員の選出母体等への働きかけを行ってま

います。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

野口美恵子君。

○1番 野口 美恵子君

これから少しでも登用率が上がるように期待したいと思います。

現在県内市町村の審議会等における女性委員の登用状況は、県内60市町村ある内の鞍手町は38番目となっておりますが、一つでも順位がうえに上がればと願っています。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 田中 二三輝君

以上で野口美恵子君の質問を終了します。

次に、9番議員 鯉坂省治君の質問を許可します。

鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

通告に従いまして一般質問をいたします。

防犯対策事業についてです。

まず、平成30年11月に出しております報告書で、まち・ひと・しごと総合戦略でのLED防犯灯についてのPDCAシートを見ると、課題と解決の方策では次のように記載しています。

各行政区において地域の安全・安心の確保のために設置している防犯灯は平成29年度で約1,700基あり、その内約20%がLED防犯灯となっています。

町では各行政区の負担を軽減するため防犯灯設置補助金によるLEDの変更を行う行政区に対して補助を行っているが現状の補助金額ではLED変更促進が図れていない。行政区はLEDへの変更を行う費用の負担を軽減するとあります。

各行政区の防犯灯数は、平成29年で1,700基あります。

第1の質問として、現在各区の防犯灯は合計何灯あるのかお聞きいたします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては、総務課長に答弁させます。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

平成31年3月1日の時点で、町で確認しております各区が保有する防犯灯の総数は1,886灯でございます。なおこの数字はあくまでも各区からの報告によるものですので、これ以外に報告に上がっていない防犯灯も数灯はあると思われれます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

29年度よりも186基増えているようです。

平成29年度は各行政区によるLED変更数は511基と出ております。これは全体で平成28年度が626基、平成27年度が156基と記載しています。全体で1,293基とLED変更数がそうになっています。

第2に、現在各区保有の従来型防犯灯からLED防犯灯へ交換した数は何灯でしょうか。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

平成27年度に行いました各区が保有する防犯灯の調査におきまして、従来型防犯灯は全体で1,497と確認されております。この内本年3月1日までにLED化された防犯灯の数は合計で1,205灯で、率にいたしまして80.5%がLED化に交換されております。尚、本町では、平成28年度から平成30年度の3ヵ年にかけて各区が保有する従来型防犯灯のLED化を推進しておりまして、今年度がその最終年度となっております。

しかしながら、平成31年度以降も各区から申請があれば引き続き対応して行きたいというふうに考えております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

現在80.5%、1,205基がLEDに交換されているということです。全体的に見まして、もう少し従来型の防犯灯があるということです。

次に、移ります。

昭和通り区では5年ほど前にいち早く従来型の防犯灯からLED防犯灯に全てを交換しました。今年度も住民の要望で、暗くて危険箇所ということで2箇所防犯灯を増設いたしました。各区で少ない予算の中から区民が安心して暮らせるように努力しています。

現在町の防犯灯の補助金があるお陰で出来ていますが、昭和通り区のLED防犯灯光源寿命は4万時間タイプで、これは10年ということです。あと5年で全てのLED防犯灯が使えなくなります。現在、区の保有防犯灯は17灯ですが、世帯数の多い行政区では防犯灯も多く、大変な財政負担となっております。

従来型のように電球交換ということではなく機具自体の交換となり、従来型では1年に何灯かの電球交換となり、これにより済んでいましたが、LED防犯灯に一斉に交換したことにより大体10年で一斉に器具交換となり、これにより区の財政に大きな負担となっております。

まち・ひと・しごと創生総合戦略P D C Aシートの見直しを見ると、各区に補助事業が浸透することにより既存の取換えだけではなく、新規の防犯灯設置も行われるようになって来ています。このため事業を現状のまま継続し長期的に取り組むことにより、安全・安心のまちづくりに寄与していきたいというふうに書かれています。

第3に、今後L E D防犯灯からL E D防犯灯の取換えに補助金をどのように考えているのでしょうか。町長にお聞きします。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

L E D防犯灯からL E D防犯灯機具への交換も取扱う補助の対象にということでございますが、平成29年4月から要項を一部改正いたしまして、只今ご質問でありますL E D防犯灯からL E D防犯灯機具の取換えにつきましても補助対象という形で行っております。

以上です。

○議長 田中 二三輝君

鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

平成29年4月からそのように長期的にL E DからL E Dに交換していただき補助金が出るということで、ありがとうございます。

現在防犯灯に交換する場合に補助金が出ています。行政区保有の防犯灯の電気料は全て区が現在負担している状態です。区の財政も、加入者が年々減り、防犯灯の電気料も負担となっています。

昭和通り区では、区加入者以外にも負担していただいておりますが、他の区では加入者だけで負担している所があると聞いております。他の自治体、福岡市などを見ても自治体の保有の防犯灯の電気料の一部を補助しています。

防犯灯補助事業として今後の検討課題ではないでしょうか。これに対して通告にはなかったのですが町長お聞きします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

現在では、区の防犯灯については区で賄っていただくということになっております。通学路については町の方で予算を負担しております。

そういったことで、今の状況を言いますと、区とは言いながらも区に加入されていない方もあるということで、防犯灯の利用料についてはいろいろと各区で様々な対応をされているということもお聞きしております。

ただ、地域という考えからすれば、やはりその地域の中で防犯灯の利用料については賄っていただきたいというふうを考えております。

○議長 田中 二三輝君

鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

区は区で電気代は現在のところ町長の考えとしては賄っていただきたいということで、これから先、区の財政も大変厳しくなっております。区自体が消滅する可能性も出ております。そうした場合、やはり町の方は推進して、以後考えていただきたいと思っております。

次に移ります。

防犯灯の評価内容としては、防犯灯のLED化について各区に浸透し、前年に引き続き多くの区がLED化を実施しています。

犯罪件数についても策定時の犯罪件数、平成28年度は173件ありました。平成29年度の犯罪件数は110件と36.4%減少していることから、この取り組みが成果に寄与していることはあります。

防犯灯の役割は、

- 1、子ども達を不審者からの連れ去りなどの被害を防ぐ効果。
- 2、夜間の窃盗目的の建物に侵入を防ぐ効果。
- 3、歩行者と自転車又は、自動車との接触事故を防止する。
- 4、高齢者や女性などの夜間の健康のための散歩、ウォーキング時の転倒防止や、不審者からの犯罪被害に巻き込まれの防止。

このように、犯罪被害に遭う危険を少なくする効果があります。

防犯灯を増設するにはそれなりの費用が掛かりますが、かけた費用に対してどれくらい効果があるか、費用対効果は高くあるのではないのでしょうか。

このような役割で防犯灯は人々の安全・安心で生活でき、健康で生活するための、仕事が終わった後など、夜間や早朝に歩くことにより運動ができ、健康になり、生活習慣をも変える働きがあります。

生き生きとした生活を送り、元気で明るい鞍手町になるのではないのでしょうか。

健康のため、早朝や夜間にたくさんの方が健康維持、増進のため散歩などのウォーキングをされています。

女性の場合は、夜間は道が暗くて怖くて歩けないと数多くの町民の方から聞いております。以前に夜間にウォーキング中の方が防犯灯のない歩道で、帰宅中の中学生の自転車と危うく接触事故に遭いそうになったと聞いております。

私も、夕暮れ時に40分ほど昭和通りから役場裏、西区、北区と歩いてみました。4kmほどの道のりですが、その間に3箇所ほど防犯灯がなく暗い夜道を歩くことには危険な状態です。鞍手町全体では相当な箇所です。暗くて危険な生活道路が現在もあるのではないのでしょうか。

一例を挙げますと、西区の学童保育横から中山本町に抜ける1kmほどの広い歩道のある川沿いの町道ですが、現在食品会社工場などが4社ほどある道のりですが、同じ直線の1本道で1kmほどあります。

その内の600メートルほど防犯灯はありますが、残りの工場が切れたところから400メートル程通学路に指定されていないということで防犯灯がないところがあります。

同じ1本の道で歩道も広いので子ども達は通学路でないので通行しないで下さいと言っても、道ですから子ども達は通行します。

鞍手町の犯罪件数は、先程言いました28年度は173件から29年度の110件と減少しておりますがまだまだ多く、1年間の間に不審者情報が何件も出ております。現在鞍手町ではまだ安全・安心な状態であるとはいえません。

平成26年度、鞍手中学校開校に合わせて418基の新設、583基のLEDの防犯灯への交換、全体で1,001基の防犯灯になっています。

第4としまして、今後、通学路以外の危険町道の防犯灯増設の考えをお聞きします。

○議長 田中 二三輝君
町長。

○町長 岡崎 邦博君

これまで行ってきました通学路への防犯灯設置や、平成30年度までの目処としております既存防犯灯のLED化などの取組みにつきましては、一定の成果が得られたものと考えております。

そこで、31年度以降は、これまで懸案事項として残っていましたが通学路以外の路線や危険箇所等への防犯灯設置の要望等についても対応できるよう、鞍手町防犯灯設置協議会の要項や設置基準の見直しなどを行い問題解消に努めていきたいというふうに考えております。

○議長 田中 二三輝君
鯨坂省治君。

○9番 鯨坂 省治君

31年度以降に対応していただいて、ぜひ危険な箇所を少しでも明るくしていただきたいと思えます。PTA等から小学校の校区育成部会などを通じて毎年夏にPTAの方がわざわざ巡回して、数多くの危険箇所の報告が出ております。そういうのも町長は全て見られて、しっかり検討していただき防犯灯の増設を検討していただきたいと思えます。

今後も、中期計画として長期的に取り組むことを各区の加入者だけではなく、全ての町民に安全・安心なまちづくりに寄与していただきたいと思えます。

最後にもう一度町長をお願いします。

○議長 田中 二三輝君
町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も申しましたように、この防犯灯設置協議会の要項や設置基準の見直しを行ってということです。この設置協議会の委員さんの中には通学路というようなことが前提にありましたので、小学校、中学校のPTAの代表の方とかが入ってもらっています。ですから、今度は通学路以外の所についての危険箇所等についての防犯灯の設置ということですから、先程

も言いましたように委員の構成も見直しながら問題の解消に努めて行きたいというふうに思っております。

○議長 田中 二三輝君

以上で鯉坂省治君の質問を終了します。

次に、5番議員 竹内利一君の質問を許可します。

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

通告に従いまして質問をさせていただきます。

今議会と言いますか、今の議会のメンバーの方とは最後の一般質問となり、またおおとりで質問させていただくことに感謝しています。

今回は項目が多くてどこまでしゃべれるか分かりませんが、前の議員も質問されたところがありますので、どうか全部クリアしたいと思います。

まず、2040年問題につきましてですが、私は4年前の6月議会で、議員になったときに最初に質問したのがこの質問です。

2040年問題というのは、結局2040年に福岡県の中で鞍手町が消滅都市一番になるということで、数字的なものもその時の質問でもらっているのですが、2040年に1万2000人とかになるというところで、女性がものすごく減る率が多いということで消滅都市というところになっています。

私はこのことを4年間取組んでまいりました。人口を増やすのが一番、3万人にするにはどうしたらいいかなとか、そういうことでずっと活動してまいりました。ある程度目安が付いていますので、近々でも町長にお話を聞いていただきたいなと思っております。

鞍手町としてどのような取組みを考えられているか、抽象的な答えでなく具体的に答えていただきたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

現在本町においては、平成27年12月に策定した鞍手町人口ビジョンの中で、目指すべき将来の方向性を示しています。

基本姿勢として、1、自然増を実現するための対策に取り組む。

基本姿勢の2、社会増を実現するための対策に取り組むということ。

また、この基本姿勢に基づき対応策の1として、町の魅力を発信し顧客を図る。

2として、町内の婚姻率を高める。

3として、子育て環境の魅力化と若者向け住環境の整備を図る。

4として、魅力ある産業を育てる。

対応策として4項目を掲げ、平成28年1月に策定した鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略において37の具体的施策と重要業績評価仕様を掲げ実行しているところでございま

す。特に、総合戦略では、人口減少に歯止めをかけるための子育て支援、定住促進等の施策を実行しているところがございます。

平成30年11月に開催した総合戦略の会議の中でも、小さな町だからこそやれることをポイントに絞り定住促進、教育環境の整備、子育て支援等を町のシティープロモーションに位置付け、更には町を活性化させるための施策が必要であること等の助言を受けております。

そのようなことから、平成31年度に予定しております総合計画、後期計画及び第2基総合戦略の計画策定の中で人口減少という2040年問題を見据えたまちづくりの計画を策定していることとしております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

具体的にといったのですが、あまり具体的ではないような気がしますが、自然増、社会増、そういうものを目指される。社会増というのは企業を誘致したり、そういうことになるのですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

社会増というのは転入と転出の内、転入する人と転出する人のどちらの数が多いかということで、転出する数か多ければ社会動態は減少するということです。転入する人が多ければ人口が増えるということになります。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

分かりやすくありがとうございます。

魅力ある産業を育てるといっても言われましたね。魅力ある産業を育てるということは、例えば、くらの郷にブロックチェーン、去年全国的にも有名になりました。これを育てるということを考えられている。平成27年に作られたと。その中に謳っていますね。

昨年あれだけ騒がれてくらの郷に素晴らしい企業が来たのに今はどうなっていますか。どういうふうな動きをされているかお答え下さい。

○議長 田中 二三輝君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

昨年4月にくらでブロックチェーンビレッジの開所といいますか、オープンをやったのですが、その後前町長の事件がございましてなかなか思うように進まなかったということがあります。

現在、まだ正式には改修等は行っておりません。町長の方でくらの郷が売却、閉鎖しないと出されていますので、それに沿ってどこまで設備投資をして行くかということについては今企業の方で、後2年しかございませんのでどうするかというところは考えているというふうには聞いております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

そうですね、魅力ある産業が折角来たのにまだ動いていない。これはなぜかといったら3年契約でされると。3年後には売却しますよというところで、じゃあやろうとお金を投資しようと思って企業は来たわけですよ。でも町長は売らないと。売らないと言ったら企業はどうするかというをやめた。

このビジョンの中にもあるように、魅力ある産業を育てるというふうに謳っているのに何で売らないのですか。お聞きします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

私は昨年9月の選挙公約の中で住民の方々に福祉センター、くらの郷については残して欲しいということの声がすごく大きく、また強く聞くことができました。そういった意味から現在ある総合福祉センターについては残すということで、閉鎖、売却はしないということで決めております。

そのブロックチェーンとの契約につきましては3年契約があるということで、これはこれとして当然履行していくということになります。

ただ、ブロックチェーンの方達がどのようにお考えになっているかということにつきましては詳細には聞いておりませんので、ブロックチェーンの方々があそこをどうしても売却して欲しいというようなことなのかどうか、また売却する際に当然広く応募を求めるわけですから、ブロックチェーンの方が応札に応じるか、又は応札で落札できるのか、その辺についても当然私としては現在のところ承知をしておりません。

いずれにしても今後について、総合福祉センターについては、私は公約通り売却しないと考えています。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

2040年問題として取り上げましたけれど、企業が残りたい、買いたい、ぜひ買わせてくれと言っても私は売りませんですよ。そうしたら当然企業は逃げますね。そういうことで2040年問題がこれからやっていけるのかなど。私はつい最近鞍手北中学校、それと室木の笹川用地、提案書を課長さん達にこういう提案あるのですがと見ていただきました。

私は2040年問題を真剣に考えて企業を持って来なければと。実際に鞍手北中学校は新工業用地として使って行こうと、そういうふうに計画されておると思うのですが、そこら辺はどうですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

北九食品の横の用地につきましては、あそこは準工業地域というふうな用途地域に変更しております。北中学校の用地につきましては、そういうような変更はしておりません。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

実際あそこら辺に企業を持って来るとするのが大切なこと。実際に2040年問題を乗り切るには企業とかいろいろなものを引っ張って来ないと人口増はないと思うのです。

町長はその辺どう思われていますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

確かに企業を誘致するということは非常に大切なことだと思います。また、企業を誘致するということが人口増に繋がるということも一利はあるかも知れませんが、それが人口増に全てに結び付くとは限らないというふうに考えております。

端的な例を言いますと、宮若市の場合トヨタ自動車工業のトヨタ九州があります。約8,000人から9,000人の従業員の方がいらっしゃいますが、宮若市に住んでいる方はその内の数パーセントというふうに聞いております。又、鞍手町にも工業団地がありますが、工業団地に通われている方の鞍手在住者というのもおそらく10%にはいないというふうに感じております。

そういった意味で一定の人口増に結び付く要素はあるとは思いますが、企業誘致がそのまま人口増に結び付くというのには限らないのではないかなというふうにも思っております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

町長が言われるのはそうかも知れませんね。でも実際に何で企業が来ないか、企業が来て、宮若の例を上げましたが宮若に人が住まないのか、下水道、学校とかいろいろなものが必要になって来るわけです。そういうことも鞍手町はどんどんやっけて行かないといけない、その辺はどう思います。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたように、教育環境の整備、又は定住促進、子育て支援、大きなテーマとして先程3つほど上げさせていただきました。こういったことが総合的なものとして定住促進、又は先程言いました社会動態による転入の促進に繋がるというふうに考えております。

議員が先程言いましたように、下水道の整備、これも大きな一つの社会資本整備の一つとして重要なことだというふうには考えています。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

学校とか、いろいろなものをしていくと言われましたが、具体的に、例えばどういうことをしようと思っておりますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

例えば教育環境ということになりますと、例えば、教育施設であったり、教育内容であったり、後は通学路の関係であったり、そういった学校周辺も含めた教育環境をどう整備していくかということになるかと思えます。

3月議会の冒頭で所信表明をさせていただきました。その中で今の鞍手町、例えば小学校6校につきましては、複式学級の学校もありますし、6校の内の5校は1学年1クラスということで、その中でも3分2が20名以下の学級ということでもあります。

そういった意味からも今後地域の皆様、保護者の方達といろいろなご意見を伺いながらどういった教育環境、又は、学校の適正な配置はどういったものが適切か、特に子どもさん達に本当に通わせたい小学校をどういうふうに作るか、そういったことについても今後皆様と一緒に協議をしながら検討して行きたいというふうに思っております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

学校の統廃合の話がまた出てしまいましたが、私の考えは人口が3万人になれば学校の統廃合はしなくていいのですよ。その考えでずっと私はこの4年間活動してまいりました。ですから、いろいろな事業体をこちらに呼ぶような話も実際あります。実際あって北中にも提案しました、笹川用地にも提案しました。でも動きがないので既に小竹と宮若に、ひよっとしたら来年度宮若の方にそういう企業が来るような。なぜかといったら鞍手ではちょっとすぐには動けないでしょうと。民間というのはお金を用意してすぐにでもしたいのですよ。だからすぐに動いてもらわないと民間というのは逃げてしまうのです。だから結局小竹にという話になりました。そういうふうに、スピーディーに動いて欲しいところがあります。

2040年問題の中で言っていますから、例えば北中にしても産業が来ると、雇用が生ま

れるというようなことがあって、実際にいま言われた小学校の統廃合でも、私の聞くところによりますと北中に持って来たいという話を耳にしました。町長がそういうふうな考えかと。でも統廃合をもしするにしても5年、10年掛かるのですよ。統廃合は1年や2年ではできないのですよ。その間3年、4年貸そうと思えば貸せるわけではないですか。

自分はそういうスピーディーな動きをしていただきたいと。それで企業が来て、雇用が生まれて人口が増える可能性があるではないですか。そういうふうに具体的に案をどんどんつくっていただきたいと。私が2040年問題で質問しているのは、抽象的なことを答えてもらうのではなく、町長のビジョンとしてこの10年、20年後の、もう次にいきますね。鞍手町をどういうふうに変えて行こう、やっぺいこうと思われ、どう描いているかをお聞かせ下さい。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

現状においては第5次総合計画及び総合戦略において人口の短期目標、中期目標、長期目標を掲げ各種施策を実施しているところで、特に子育て環境の充実、定住促進に力を入れております。結果、社会動態についても回復の兆しが見え、平成29年度は転出者を転入者が上回りプラスに転じており、緩やかではありますが人口減少に歯止めをかけられるのではないかと思います。

また、くらす学園を始めとする創業支援や生産者による商品開発やマルシェ等による新しい人の流れを作ることにおいても、町に賑わいを呼び、交流人口の拡大に繋がっております。今後はこれまでの現状と課題を更に分析した上で10年後、20年後に幸福度、満足度が高く自信と誇りが持てる町として鞍手町の未来を切り開いて行くために平成31年度に予定しております総合計画、後期計画、第2期総合戦略の計画策定の中で整理をしていきたいというふうに考えております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

すごく具体的にありがとうございます。

全然見えないのですが、町長は町長になりたくてなったのでしょうか、当然この町をどうやって行こうかと、この鞍手町をどういうふうな町にして行こうかとかというビジョンが当然あったです。そのビジョンを具体的に伝えていただけませんか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

10年後、20年後の将来の鞍手町を描くビジョンということですが、鞍手町の10年後、20年後のビジョンを描くならば、まずは鞍手町の過去の歴史を振り返り、その後現在に至

るまでの歩んで来た道のりを踏まえ、鞍手町の現状を分析し、県内の動向や日本社会、また世界全体がどの方向に進もうとしているのか見極める必要があるというふうに考えています。

鞍手町は過去、農業と炭鉱で町を支えて来た町だというふうに思います。それがエネルギーの政策転換により昭和30年代に炭鉱が閉山となりました。それにより人口が流失し、一時は3万人以上いた人口が半分近くまで減少し、町にとっては大きな打撃を受けましたが、当時の日本は高度経済成長の時代でした。

そこで、当時の町の考えとしては、企業を誘致し住宅を造成することで人口の増加を図るとの考えだったと思います。その結果、人口は一時期2万人を超えるまで回復しましたが、その後減少に転じ、平成32年度に実施される国勢調査では1万5,000人前後になると想定されます。このような鞍手町の歴史を踏まえ、現状を分析した上でまず人口問題は、私は今後も減少傾向をたどるといふふうに思われます。

その中で先程も答弁しましたように、総合戦略会議の中でもご助言をいただきました小さな町だからこそやれること、私も選挙の際に訴えてまいりました。小さな町をアドバンテージにしようとの考えから定住促進、教育環境の整備、子育て支援等の整備を進め、緩やかな人口減少にして行きたいというふうに考えております。

また、炭鉱閉山後に誘致した多くの企業は現在も鞍手町で創業をしていますし、むしろ工場の増設等を行っている企業もあります。

しかし、10年後、20年後を見据えて昭和の高度成長時代のようなモデルでの町の活性化、今議員が言われるようなことは、恐らくこの高度経済成長時代と同じようなモデルを想定されているというふうには思いますが、それによって人口の増加に繋がるかどうかは、先程も言いましたように難しい状況ではないかなというふうに感じております。

まずは、地道に、身の丈にあった、先程も答弁しましたが、教育環境も含めた子育て環境の充実を図り、また、社会資本整備にしてもそうです。そういった地道な取組みによって定住促進に繋げていきたいというふうに考えています。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

ということは、自然に任せるといふような意味合いで取れるのです。教育環境を整える、これは実際宮若になぜ人が住まないかといったら、小中もあるのですが高校ですよ。問題は。大学、それも問題なんです。

例えば、ここに九大の鞍手学部が来たら人口は増えるでしょう。そういうふうに大きなビジョン、自分にとっては対して大きくないのですが、大きなビジョンを持っていただいて、とにかく何かを鞍手に呼び込もうと、大きなもの、炭鉱に変わるものですよ。それを持ってくれば炭鉱の時期と変わらない人口になる可能性が十分あるのです。そういうふうに大きな、突拍子もないことを考えて下さい。ここでは言いませんが私は考えています。

私がいま計画しているのは、お金は全部用意できています。町長がうんと言ったら動きだ

せるような状態です。1, 500億ぐらい。これは大げさに言いますが。そういう話なんです、そうしたら人口は3万人になる可能性もあります。

ある町の町長、亡くなったのですが、その町長は政治とは夢とロマンと説得力だそうです。そういうふうにはずっと言われていたのです。夢とロマン。

私は夢とロマンありますが説得力がないもので政治家にはなれないのですが、町長は政治家でしょう、夢とロマンを持って下さい。どんどん大きなことをやって下さいと私は思いますがどうですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

まさしく議員が言われるように、政治家というのは夢とロマンと説得力、この3つは必要だろうというふうに思っています。

私のことを言いますとなんですが、私も夢とロマンを求めて大学卒業後はあるところに就職しましたが夢破れて挫折をしましたが、しかし鞍手町の将来を考える時には本当に夢とロマンは必要なことだろうというふうに思っています。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

ぜひ夢とロマンで進んで下さい。

次に進みます。

庁舎建設についてというところで、一つずつ言いますので的確にお答え下さい。

最上位計画の第5次鞍手町総合計画基本構想に描いているコンパクトなまちづくりについてということで、コンパクトなまちづくり、町長はコンパクトに1箇所にとどめなくても、ばらばらでも良いようなニュアンスのことを言われていましたが、これはどうですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

コンパクトということですが、総合計画の基本構想において公共施設や教育施設、医療機関及び商業施設等の都市機能を集約し、まちなかを形成していくことが掲げられていることは私自身も承知をしております。しかしながら、そのコンパクトというか、その集約の方法については必ずしも1箇所に、1点に集中させるという集約ということではなくて、都市機能拠点をまちなかと称して、そのエリアの中の一定の距離の中で集約させるものというふうに私は理解しています。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

一定の中という抽象的な言葉なので、その辺、担当課の課長さんが詳しいかも知れませんが答えていただけませんか。一定のエリアという話ですが一定のエリアというのはどういう範囲を考えたらいいのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

まずは都市機能拠点というのがありますね。これはかなり広範囲にあります。その中のある一定のエリアの中で、ある程度の距離を置いたものを、それでも恐らく私はコンパクトと。鞍手町の事情を考えれば良く分かりますと思いますが、それでもコンパクトというふうに考えています。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

町長の一定のエリアという、例えば100メートルなのか500メートルなのか全然分かりません。道で何メートルとするのか、直線で何メートルとするのかで全く違いますよね。その辺ちゃんとしたコンパクトなまちづくりというか、コンパクトシティの定義というものがあると思いますが、その辺担当課の課長さん答えてもらえませんか。

○議長 田中 二三輝君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

いま総合計画の中の基本構想についての話が出ていたと思います。この総合計画の中に将来の都市構造ということで、今議員が言われましたように都市機能拠点というのが大まかな形で記されております。しかし、それには具体的な距離、そういうものが入ってございません。鞍手町の地図をA4に書いて、その中の一部を丸で囲んでいるというぐらいのところがございます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

コンパクトなまちづくりというのは、歩いて行ける範囲ぐらいと思うのです。車で移動しなければいけない。歩いて行くにしても小学生が歩くのか、おじいちゃん、おばあちゃんが歩いて行くのか、若者が歩いて行くのかで全然変わってくると思うので、その辺はある程度基本構想、総合計画の中の丸がありましたね。その中に入っていればいいというレベルじゃなくて、ある程度集約はちゃんと必要ではないかと。端と端にあったら大変ですよ。実際に距離として。私はそう思います。よろしくお願いします。

(2)に行きます。

30年度補正予算の、先程7番議員が言われた質問とかなり重複するのですが、小牧墓所

移転で3,000万円岡崎町長になって計上していると。庁舎建設をしないならば庁舎等建設費ではないのではないかと先程の議員が一所懸命言われていました。

実際に私もそう思うのですが、町長が先程今は予定地は予定地だからというような言い方でずっと言われていましたが、庁舎等建設費ではないのではないかとという質問で答えはどうですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

何度も繰り返しになりますが、現計画は白紙なっているわけではありません。活かせるものは活かしたいというふうに何度もお話しもしています。そして尊重もして行きたいというふうにも思っています。

現時点において庁舎建設候補地であることには何ら変わりはありませんので進めて行きたいというふうに考えています。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

先程の議員の時に小牧墓所の管理組合の方に説明をされたというふうに言われていましたが、今、候補地は小牧ですと。だから皆さん協力して下さいと言ったのですね。それで協力してもらった。では去年の10月に説明をしに行かれた時に、ここではない可能性もありますという説明はされましたか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

昨年10月に小牧の公民館に出向いて行きまして説明をさせていただいております。

その際に、まずスケジュールが、何度も言いますように前町長の関係で基本計画がまだ策定されていないということから、スケジュール的には間に合わなくなったということ、そのことで財源的にも手当てができなくなったということ、その説明はさせていただいております。ただ、先程も言いましたように、現計画につきましては尊重もしていますし、活かすものは活かして行きたいということで、先程も言いましたように庁舎等の建設候補地であることには変わりはありませんということで説明はさせていただいております。

ただ、あそこの用地については重要な用地でありますということも説明をさせていただきました。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

ということは、はっきりと町長は場所も見直すということ、一般会計の説明の中で言わ

れていますね。そのことは直接小牧墓所の管理組合の方には言われていないのですか。言ったのですか、どちらですか。

○議長 田中 二三輝君
町長。

○町長 岡崎 邦博君

財源の目処が今は立っていない状況では計画どおりに庁舎を建てられるかどうかというのは不透明であるというような説明をしております。

○議長 田中 二三輝君
竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

ちょっと濁しながら言われるのですが、その場所から違うところで作る可能性があるのですよということは言っていないということで理解していいですか。

○議長 田中 二三輝君
町長。

○町長 岡崎 邦博君

不透明ということですので、その可能性はすべてないというわけではないというふうに説明をしております。

○議長 田中 二三輝君
竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

その言い方は分かるのですが、場所が変わる可能性はありますということは、不透明という言葉で言ったから伝えたことになっているということですか。

○議長 田中 二三輝君
町長。

○町長 岡崎 邦博君

繰り返しになりますが、可能性が100%ないというふうなことで言っているわけではありませんので、先程も言いましたように予算の関係上、まだ予算の目処が立たない状況の中でどういうものになるかということも分かりませんので、はっきりとここというようなことには説明はしておりません。ですから変わる可能性もあるというようなことにはなります。

○議長 田中 二三輝君
竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

回りくどく言われましたが、要は管理組合さんには直接はここではない可能性がありますよということは言っていないということですね。その言葉では言っていないということですよ。ここではないかも知れませんよという言葉では言っていないのですね。要は他の予算的などうたら、不透明だからどうたら説明はしましたということですね。それで理解します。

私は先程の議員も言われました、現在の予定地ですべきと思います。これはもう答えなくとも町長が言うことは分かっていますのでいいです。

次に、今まで全員協議会や議会ですっと説明して来られましたね。これは実際、前の町長がということになるのでしょうか、これは何だったのですか。議案として出て来て議会は検討委員会のことも認めて、全協で受けて認めて議会でも議決してというふうな話になっているのです。そういうふうに今まで全員協議会とかいろいろなものでここに作ります、こういうふうにします、で、くらの郷は売って、それを新庁舎に持って来ます。ここでずっとその話の説明が済んでいたのです。議員の皆さんもそうでしょうが、みんなそれで行くものと、当然職員の皆さんもそのつもりで動いていたわけですよ。

それは今までしてきたことは何だったのですか。町長お答え下さい。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程来から何度も言いますように、現計画を尊重もしていますし現在は今進めてもおります。ただ、私は昨年9月の町長選挙におきまして、庁舎等の建設については見直すと。これは当然見直さざるを得ない状況もありましたことから、見直すというふうなことで町民の皆様のご支持をいただき、これが私は町民の民意というふうに考えてもおります。

そういったことから現時点では、今庁舎の基本計画通りに進めてはおります。以上です。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

しゃべりすぎたので一問一答でいきます。

議会軽視ではないですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

議会軽視ということですが、庁舎等の建設委員会の答申にしても議会の動きにつきましても私自身尊重はさせていただいておりますので、議会軽視にはあたらないというふうに思っています。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

行政の継続性はどうか考えられていますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

行政の継続性については、当然のことながら継続すべきというふうに考えております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

行政は継続するべきですね。今の答えを皆さん聞いておいて下さい。

次に行きます。

庁舎建設とまちづくり委員会についてと。

これも先程の議員が一所懸命言われていましたが、ここに質問の内容を書いています、先程の議員さんが言われたときのことで、聞きたいことがあったので。まちづくり委員会は公聴会ですよというようなことですね。説明会と同じようなものですよと答弁されました。

ということは、説明会を開けばいいだけの話ですので、まちづくり委員会を作る必要はないのではないかと私は思います。それプラスどうしても町民の方の意見を聞きたいのであれば町長の部屋ではないが、そういうものでいいのではないですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

まちづくり委員会につきましては、先程からも答弁をさせていただいていますように、町民の方達に広く意見を聴取したいというふうに考えています。それで何人の応募があるかは分かりませんので申込みという形は取らせていただきます。これも場所の関係も含めましてそういうことになります。ですから、町長の部屋というようなことで、私自身は大勢の方に来ていただきたいというふうに当初からも考えておりましたので、広く住民の方達に、それも各層、各世代に亘ってこのことについては、いろいろなご意見を頂戴したいというふうに考えております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

町長の部屋といっても町長室でするわけではないですよ。中央公民館の会議室でもいいではないですか。それでも町長の部屋ですから。わたしの言い方は。

町民の方から広く意見を聞く、でもここに居る人はみんな町民の代表ですよ。何百人かの支持者がおって、その人達の集約した意見をここで言っているわけです。ということは町民の代表ですから、ここの意見を聞いていいのではないですか。

先程から議員さんがいろいろ質問をするのですが、何かはぐらかされたような答えばかりされるのですが、私としては町長も町民の信任を受けているのですから、町長の意見でやられてもいいわけですよ。皆さんからいろいろな話を聞かれているわけでしょう。それでやられたらいい訳ではないですか。

でもこれは町長という責任のある肩書きがあるのですから、それは責任を持ってしてもら

わないといけない。今回も庁舎が場所も見直すと過去に言われていたものですからこうなるわけです。スケジュールだけでなく場所も見直すかもしれないみたいなことを言われるから。それは責任を持って対処してもらわないといけないのですよ。

私達も町民の代表ですから、町民の代表の後ろに100人しかいないかも知れませんが、その人達の声伝えてるわけですよ、私は。それは重みをもって受けて欲しい。先ほどの議員も庁舎はここでいいのではないか、今の計画場所でいいのではないかというのでしたらその重みも受けて欲しいのですが、その辺はどうですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたように、議会また議員の皆様のご意見も尊重しております。同時に住民の生の声を、今までこのことについては一度も聞いたことがないということもありますので、私は広く生の声を聞く、そういうことも考えて、仮称ではありますがまちづくり委員会が必要ではないかというふうに考えております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

町民の人の生の声を聞きたいというのは良く分かります。ですが、時系列を考えて下さい。総合計画見直しは31年度いっぱいにするわけなんです。それは場所から全てが総合計画に入り込むわけですよ。

例えば、まちづくり委員会を4月1日から立ち上げたとして、町長は最初に言われておりましたが、まちづくり委員会で場所とか小学校の統廃合とか、そういうものもまちづくり委員会で揉んでもらうと。庁舎の場所もまちづくり委員会で揉んでもらうとかというような話をされてきました。

今日の話を見ると若干公聴会や説明会という話になってきて、ちょっとずれてきていますが、実際にまちづくり委員会を何回開催するのか分かりませんが、4月1日から始めて2、3ヶ月で聞いてしまっただけで、例えば総合計画のところにもまちづくり委員会の人が言っていますのでと載せるのならまだできるかも知れませんが、ずっとまちづくり委員会をするのであったら町民の意見を総合計画に載せられないのです。ただ聞くだけだから当然その意見だけ載せるわけにはいかないでしょうが、最終的にはこの総合計画というのは議案に上がって来るわけですね。議会で承認を得ないとならないのですよ。時系列とか、そこまで考えられていますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

総合計画の策定については、今議員が言われるように議会の議決を必要としております。

まちづくり委員会につきましては、先程来ずっと繰り返しのようになりますが、町民の方達の生の声を聞きたいということもありますので、生の声を聞いた上で私の参考にさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

委員会の人数、会議の手法、権限、設置時期を教えてください。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程の答弁の中で総合計画につきましては、基本構想のみが議会の議決要件となっておりますので、基本計画またはその細部に亘っては議決要件となっていないということでした。それについて庁舎等の位置等が議決要件にあたるかどうかということが、先程の質問の中では私のはっきりと認識をしていませんでしたので、先程も言いましたように総合計画の議決要件については基本構想のみということです。

先程の質問で委員会の人数と手法、設置時期、権限についてのご質問ですが、委員会の人数については定めておりません。募集に応じた方全てを委員会の方で意見の聴取をしたいというふうに考えております。

会議の手法につきましても、まちづくりに関する事項の内、広く町民の意見を聴取するというので、手法についても先程来言っていますように公聴会のような形式でやりたいというふうに思っています。

権限につきましては、町民の意見や意向を将来のまちづくりに反映させるための参考とさせていただきたいというふうに思っております。

設置時期につきましては、今後準備を進めまして、準備が整い次第設置を、設置という言葉が適当かどうかは分かりませんが開きたいというふうに思っています。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

まちづくり委員会には職員は出席させますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

職員につきましては、案件に応じて担当課局の職員の出席を考えております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

町長は町民の皆さんからの幅広い意見、要望等を聴取とされています。庁舎等建設策定時に1,000人の町民アンケート、回答403人、パブリックコメント、この403人とまちづくり委員会の声の重みというものをどう考えられますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も答弁をさせていただきましたように、アンケート及びパブリックコメントの意見についても貴重なご意見ということで取扱いをさせていただきたいというふうにも思っています。しかし、アンケートにつきましては、無作為抽出による意見の聴取であり、パブリックコメントにつきましても町広報紙及びホームページ等により、個人の意見を聴取したことから、いずれも一方向の意見ということになります。

今回の、仮称ですがみんなのまちづくり委員会は広く町民の方々から生の声を聞き、まちづくり等の参考とさせていただきたいというふうに思っています。

声の重みということですが、いずれにしても町民の声ということで、重い軽いはないというふうに考えております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

では、本当にこの委員会で候補地を検討するのか。前に言われていましたから。それと候補地は庁舎等建設検討委員会がまだ設置されています。候補地はその委員会で揉んでもらうのが一番いいのではないですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

仮称ですから委員会という名前になっていますが、この委員会で検討するというものではありません。先程から何度も言っていますように、広く町民の意見を聴取する場というふうに考えております。以上です。

○5番 竹内 利一君

検討委員会でするべきではないかということですが。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

検討委員会のご意見につきましても答申が出ておりますし、そのことについては先程来答弁させていただいていますように尊重をしております。そういったことから先程来言っていますように、検討委員会のご意見等も尊重しながら、またまちづくり委員会での生の住民の声もお聞きし、参考にさせていただくということです。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

時間が足りませんので小学校の統廃合についてです。

12月議会の質問の中で公共施設の床面積について私が質問しました。

町長はその際、約5万㎡は小学校の床面積になっていますと。公共施設の床面積を減らすべきと考えています。ですからまずは小学校の床面積を減らすことが鞍手町の公共施設の床面積を大きく減らすことに繋がりますと。そういった意味で私は小学校の統合は必要だろうと考えていますというふうに発言されました。

教育長はこの発言を聞かれて率直にどう思われましたか。

○議長 田中 二三輝君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

今の質問に率直にお答えしたいと思っております。

私は学校というのは子ども達が自分の生き方を見つけて、次世代を担い社会の一員としての自覚を家庭や地域と協力し、育てて行くところだというふうに考えております。

特に、小中学校という義務教育の9年間につきましては、子ども達の体、心、頭ということの、そういうものの基盤を育む大変重要な時期だというふうに考えております。そのための人的、物的、運営的管理を行って教育環境を整備することが私共教育委員会の役割だというふうに考えております。

そこで、児童生徒数が減少することによる教育条件の悪化、教育課題の顕在化、不利な状況、支障が出ることがないように教育環境の整備に今後も努めて行きたいというふうに考えているところです。

また、保護者の方々や地域の皆様が安心し、信頼される学校づくりを推進して行けるように教育委員会として今後も支援して行きたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

町長は何か答弁がありますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この質問の中に議員が言われましたように、今年の12月議会での私の発言が引用されております。

そこで、私の発言について補足をさせていただき、私の真意を述べさせていただきたいと

思います。

議員の12月議会の中での質問の中で、町の公共施設の延べ床面積が全国平均よりも町の床面積がかなり多いので福祉センターを閉鎖、売却し公共施設を集約することで延べ床面積を減らせる旨の指摘がありましたので、町の延べ床面積の状況を説明させていただき小学校が統合すれば延べ床面積は削減されると答弁しましたが、延べ床面積を削減させるために小学校の統合を考えているわけではなく、統合すれば結果的に延べ床面積は減少するのであって、延べ床面積を減少させるための小学校の統合をするつもりはありません。

小学校の適正な配置についての考えは所信表明の中でも述べたとおり、現在小学校6校の内5校が全ての学年で1学年1クラスです。

先程もいいましたように、児童20人以下の学級が3分2程度あり、2学年を一緒に指導する複式学級となっている学校もあります。このような状況の中、今後鞍手町を担う子ども達が6年間を通して安全に過ごす教育環境をどう整備するかを今後町民の皆様からご意見をいただきながら、結果的に統合となれば延べ床面積は減少すると考えており、繰り返しになりますが、延べ床面積を減少させるために小学校を統合させるというような考えは毛頭ありませんので申し添えます。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

質問は教育長にしたのですが、申し開きみたいなのが町長から来たので町長に言います。町長は元々の考えは、平成29年12月14日の民生産業委員会の中の質問で、議案第68号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に於ける条例の一部を改正する条例。

これは総合福祉センターを廃止するというような時に民生産業委員会の中で小学校を統廃合すれば床面積が減るのではないかと。総合福祉センターの廃止をする議案が出た時に総合福祉センターだけ減らしても駄目でしょう、面積少ないのだからと。

小学校が5万㎡ぐらいあるのですから、それを減らしたらいいのではないかと委員会で言われているのですよ。当時、議員の時。これはどう申し開きを。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたように、延べ床面積というような観点からの話でありまして、床面積のことが統廃合の全てではありません。先程も言いましたように、統合すれば床面積が減るといだけの結果的な話であります。

先程も言いましたように小学校の統合についてはいろいろな観点から考える必要もあると思います。特に今言われました総合福祉センターの福祉棟の件につきましても、その後閉鎖、売却という話もありましたので、福祉センターの床面積に比べて床面積というような観点から言えば、公共施設の中でも小学校の床面積が多いというようなことからそのような発言を

しています。

繰り返しになりますが、床面積を減らすために小学校を統合するという考えは毛頭ありませんので、もう一度繰り返し答弁させていただきます。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

町長はそう言われますが、この前自分が12月に一般質問をしたときに町長が答えられた後に自分は、はあ？と言って。小学校の人数が少なくてもみんながはつらつと勉強をしているのですよというようなことを言ったのですよ。その時に何にもそういう言い返しはなかったではないですか。今となって、時間が経ってそういうふうな申し開きをしたって本音は、私が一般質問の中に書いている、このままのことを言われたのですから本音はこれではないですか町長、違うのですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

12月の定例会の一般質問の議員が言われました後、私は答弁の中で小学校の統合についてのことにつきましては、今ご質問されている議員の方が、ご指摘があったように床面積を減らす、統合するとの理由として挙げられた質問で質問されましたので、鞍手町の公共施設の床面積の現状を答弁した上での小学校の例を上げさせていただきましたというふういきちんと、どういう質問であったから、そのことについてその観点からの答弁ということで、次の答弁の際にはきちんと、この辺については答弁をさせていただいております。

そういったことから、先程言いましたようにちゃんとそのことについてはここで質問に対しての答弁をしておりますので、繰り返しになりますが床面積を減らすことは、結果的にそういうことがあるかと思いますが、小学校の統合を床面積を減らすための統合というふうには考えておりません。以上です。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

町長、そう言われるのであればそれでもいいのですが、実際マスコミが報道するときは美味しいところだけ取って流すのですよ。だから町長たるものは軽々しくあんなことを言っはいけませんよ。

小学校を統廃合すれば5万㎡減ると、そんなことを単純に言うとみんなびっくりしますよ。だから町長はそういう軽い感覚で言っはいけませんよ。これからちゃんと物事を考えて言ってもらわないと大事しますよ。以上です。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今議員からご指摘を受けました。

答弁については慎重に答弁を今後して行きたいというふうに思います。

○議長 田中 二三輝君

以上で竹内利一君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際、休会についてお諮りします。

明日12日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日12日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 16時36分